

# 令和4年度第1回 徳島県発達障がい者支援地域協議会

日 時：令和4年7月8日（金）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：徳島県立みなと高等学園 3階 研修室

## 一 次 第 一

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 会長の選任について

(2) 令和3年度発達障がい関連施策の実施状況について

(3) 徳島県発達障がい者総合支援プランの改定について

(4) ワーキンググループの設置について

(5) その他

## 配布資料

- 次第
- 徳島県発達障がい者支援地域協議会設置要綱
- 徳島県発達障がい者支援地域協議会委員名簿
- [資料1-1] 令和3年度発達障がい関連施策の実施状況について  
(発達障がい者総合支援センター)
- [資料1-2] 令和3年度発達障がい関連施策の実施状況について  
(教育委員会)
- [資料1-3] 発達障がい者総合支援プランの進捗状況について
- [資料2] 徳島県発達障がい者総合支援プランの改定について
- [資料3] 現行プランでの成果と今後の課題
- [資料4] ワーキンググループの設置要綱(案)

## 徳島県発達障がい者支援地域協議会設置要綱

### (設置)

**第1条** 発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項の規定に基づき、医療、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、親の会等の関係者からなる「発達障がい者支援地域協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議事項)

**第2条** この協議会は、発達障がい者への支援のため次の事項について協議等を行う。

- (1) 発達障がい者支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた発達障がい者の支援体制の整備に関すること。
- (3) その他発達障がい者の支援の充実に必要な事項に関すること。

### (組織)

**第3条** 協議会は、会長、副会長、その他の委員をもって構成する。

- 2 委員は、徳島県知事が委嘱する。
- 3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期等)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会議の運営)

**第5条** 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

### (関係者の出席)

**第6条** 会長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (検討部会・ワーキンググループ)

**第7条** 協議会の円滑かつ効率的な運営に資するため、また、実質的な検討作業を行うために検討部会（ワーキンググループ）を置くことができる。

(事務局)

**第8条** 協議会に関する事務は、保健福祉部障がい福祉課及び発達障がい者総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



## 徳島県発達障がい者支援地域協議会委員名簿

令和4年4月1日現在

区 分	所 属・職 名	氏 名
医 療 福 祉	徳島赤十字ひのみね総合療育センター 顧問	橋 本 俊 顕
	徳島県医師会	井 崎 ゆ み 子
	徳島県精神科病院協会 会長	櫻 木 章 司
	徳島県精神保健福祉士会	岡 本 訓 代
大 学	鳴門教育大学大学院 教授	大 谷 博 俊
	徳島大学大学院 教授	奥 田 紀 久 子
	四国大学 教授	前 田 宏 治
	徳島文理大学 教授	木 野 綾 子
親 の 会 児童発達支援センター	徳島県自閉症協会 会長	島 優 子
	ねむのき 施設長	中 川 美 幸
労働部局	徳島労働局職業安定部職業対策課 課長	佐 藤 正
	徳島障害者職業センター 所長	稲 田 憲 弘
	おりなす(愛育会地域生活総合支援センター・なごみ) 所長	大 西 克 和
教育委員会 (学校関係)	徳島県国公立幼稚園・こども園長会会長 (石井町石井幼稚園 園長)	山 北 美 由 起
	徳島県特別支援学級設置学校長協会会長 (板野町板野南小学校 校長)	吉 野 育 也
	市内中学校校長会特別支援教育担当 (徳島市城東中学校 校長)	木 屋 村 泰 子
	県立高等学校校長会発達障がい教育研究会 (徳島県立徳島中央高等学校 校長)	都 築 吉 則
	徳島県特別支援学校校長会副会長 (徳島県立鴨島支援学校 校長)	森 本 真 由 美
保 育 所	徳島県保育事業連合会副会長 (阿南市立羽ノ浦さくら保育所 所長)	田 中 敬 子
市 長 会	徳島市健康福祉部健康長寿課課長補佐	西 岡 恵 子
町 村 会	美波町健康増進課主任保健師	岡 本 理 恵

### ○オブザーバー

特定非営利活動法人 オーティの会 理事長	濱 田 正 子
----------------------	---------

## 令和3年度発達障がい関連施策の実施状況について (発達障がい者総合支援センター)

### 1 発達障がい支援機能強化事業

< R3年度実績 (R2年度実績) >

#### 1 相談支援

##### (1) 個別ケースの相談支援

発達障がい者及びその家族、関係機関等からの様々な相談に応じ、課題解決に向けた助言を行い、必要に応じて情報提供や、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関への紹介を行った。

また、圏域ごとに場所を設定し、定期的に個別相談に応じたほか、必要に応じて医師による医療相談、ひのみね総合療育センターとの連携による診療支援を行った。

< 実758人 延3,031人(実862人 延3,904人) >

##### (2) 家族サポート教室

二次障がいや強度行動障害を生じた発達障がい者(児)への対応に疲弊した家族を対象に、心理教育的アプローチの手法を用いた集団カウンセリングを実施した。

< 6回 実10人 延29人(6回 実12人 延44人) >

##### (3) 発達障がい者ピアグループ育成事業(ひととき、ほっと会)

グループ活動の中で成功体験を増やし自己肯定感を身につけることで社会参加への足がかりとするため、成人期の発達障がい者が集まり交流する場を提供した。

①ひととき < 15回 実14人 延68人(19回 実22人 延88人) >

②ほっと会 < 3回 実2人 延3人(3回 実7人 延11人) >

#### 2 発達支援

##### (1) 心理士による心理判定・発達検査

心理判定・発達検査を実施し、本人の自己理解と今後の支援を検討する上での指針として活用した。

< 151件(162件) >

##### (2) 子育てサポート推進事業子育てサポート教室「のびっ子学級」

発達障がい児または発達に気がある幼児の保護者を対象に、子どもの発達や関わり方についての情報提供をするとともに、サポートブックやサポートシートの作成の支援を行った。

また、親子参加型プログラムを組むことにより、わが子の特性を理解し、特性にあった関わり方ができるよう支援を実施するとともに、子育てに悩む保護者が気持ちを共有したり、お互いを認め合うことができるピアサポートの場としても提供した。

< 6回 実9人 延31人(6回 実9人 延44人) >

##### (3) 子育てサポート推進事業子育てサポート教室「すくすく教室」 (ペアレントトレーニング)

発達障がい児の保護者を対象に、発達障がいについての理解を深め、子どもの特性や関わり方を指導し、適切な対応ができるよう支援した。

また、地域の支援者の現任教育の場とし、ペアレントトレーニングの普及に努めた。

< 保護者 16回 実12人 延76人(12回 実11人 延54人) >

< 支援者 16回 実5人 延33人(12回 実4人 延24人) >

#### (4) 子育てサポート推進事業 子育てサポート教室「ペアレント・プログラム」

身近な地域で保護者が支援を受けられる機会の充実に繋がることを目的に、モデル市において、子育て支援全般に幅広く活用できるペアレント・プログラムを実施した。

また、支援者の研修の場としても活用し、ペアレント・プログラムの普及に努めた。

- ①支援者向け事前研修 <1回 9人>
- ②ペアレント・プログラム <保護者 6回 実6人 延32人>  
<支援者 6回 実5人 延18人>

#### (5) 子育てサポート推進事業(ペアレント・メンター)

子育てに苦慮している保護者の孤立感や不安感を軽減するため、身近な地域で信頼できる相手として、共感性の高いペアレント・メンターによる支援を実施した。

- ①子育てサポートミニ講座 <2回 派遣人数3人(3回 派遣人数6人)>
- ②グループ相談会 <5回 派遣人数15人(5回 派遣人数14人)>
- ③啓発活動 <5回 派遣人数9人(3回 派遣人数6人)>
- ④ペアレント・メンター養成研修(フォローアップ講座)及び事例検討会 <各1回>
- ⑤徳島ペアレント・メンター連絡協議会 <1回>

### 3 就労支援

#### (1) 個別ケースの就労支援

就労への前段階として、必要に応じて心理判定や発達検査を実施し、自己の障がい特性の理解を深めるための支援のほか、就労への動機付け、就労場面における課題などについて指導・助言を行った。

<実104人 延959人(実102人 延1,011人)>

#### (2) 発達障がい者就労移行サポート事業

就労及び就労継続のために、自己の特性理解や生活リズムの改善、対人関係スキルの習得を目指した実践的な作業実習を実施した。

また、就労経験のある当事者が安定して働き続けられるよう、職場で必要とされる対人技能を習得するための支援事業を実施した。

- ①FA※ <98回 実14人 延324人(151回 実14人 延284人)>
- ②作業体験(みなと・テクノ) <1回 実1人 延1人(3回 実3人 延4人)>
- ③就労継続バックアップ事業 <1回 実2人 延2人(5回 実7人 延11人)>
- ④ジョブトレ職場実習 <2回 実1人 延2人(4回 実5人 延8人)>

※FA：フリーアクティビティ(当センターの造語)。就労準備のための軽作業訓練。

#### (3) モデル高校との連携事業

発達特性をもつ当事者が高校在学中に自己理解を適切に得られるように働きかけていくことで、卒業後の就労継続が図られることを目的に、技術支援を行った。

その方法として教職員が発達障がいについての理解と関わり方のスキルを高めることで、生徒本人やその保護者が発達障がいについての理解を深めるきっかけになる情報提供を行い、センターへの個別相談につながるよう働きかけていくことを目的に教職員研修を中心に実施した。

- ①教職員向け研修会 <科学技術高等学校定時制 1回 23名>  
<板野高等学校 1回 29名>
- ②教職員研修フォローアップ(事例検討会) <板野高等学校 1回 2名>

#### (4) 自立・就労応援講座事業

発達障がい児者(疑い含む)を対象として自立・就労を見据え、ライフステージに応じた課題を認識し自己理解を深めて職業観・就労意欲を高めるため講座を実施した。また、就労定着を目指し、適切な支援が受けられるよう就労場面で関わる事業者や支援者への講座を実施した。

- ①自立・就労応援講座 小学生 <1回 3人 延3人(2回 実4人 延4人)>

高校・大学生<1回 実2人 延2人(1回 実2人 延2人)>  
保護者<2回 4人(2回 11人)>

②就労定着応援講座

教職員・支援者・産業保健関係者向け<1回 73人(1回 31人)>

## 4 啓発

### (1) 発達障害啓発週間（4月2日～8日）関連事業

「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」を契機に、県民に向けて様々な啓発活動を行い、発達障がいに関する正しい理解の促進を図り、発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らす地域づくりを推進した。

- ①発達障がい啓発イベント <227人(200人)>
- ②横断幕・懸垂幕の設置 <6か所(5か所)>
- ③ブルーライトアップ <4か所(2か所)>

### (2) 暮らしやすい徳島づくり加速事業

広く県民に発達障がいの理解促進を図るため、発達障がい講演会やパネル展、商業施設での啓発活動を行うとともに、市町村広報誌、デジタルサイネージや当センターのホームページ等、多様な手段を用いて幅広く啓発を行った。

- ①発達障がい講演会 <1回>
- ②啓発・研修用資料の作成、啓発パネルのリニューアル
- ③啓発パネル展 <13か所(8か所)>
- ④市町村等イベント <中止(中止)>
- ⑤商業施設でのチラシ等配布 <6か所(4か所)>
- ⑥市町村広報誌へ啓発記事掲載 <3市2町(2市1町)>
- ⑦デジタルサイネージ <2か所(2か所)>
- ⑧ケーブルテレビ <全県>
- ⑨ツイッターでの情報発信

### (3) 発達障がい者総合支援ゾーン10周年記念準備事業

ゾーン10周年を機に記念事業を実施することで、発達障がいに関する正しい理解の促進と啓発を推進するため、準備事業を行った。

- ①10周年記念誌作成
- ②啓発グッズの作成（みなと高等学園及び徳島赤十字乳児院と連携）
- ③シンボルマーク作成
- ④記念式典準備

## 5 研修

### (1) 支援者支援の強化学業

機関コンサルや研修会の開催等を通して、地域の支援者の専門性や対応力の向上をはかった。また関係機関との情報交換、情報共有の場を持ち、連携につとめた。

- ①地域支援マネジャー  
鳴門教育大学の小倉准教授及び徳島文理大学の江口教授にマネジャーを委託し、機関コンサルや研修会講師として地域の支援機能の強化を図った。 <全26回(全25回)>

- ②発達障がい者支援専門員の養成

発達障がい者支援について、身近な地域で切れ目のない適切な支援を行うことができる人材の育成を目的とした研修会を開催し、修了要件を満たした者を徳島県発達障がい者支援専門員に認定した。 <5回×1クール 認定者数17人>

- ③発達障がいサポーターの登録

発達障がいについて正しい理解を広げるため、個人・団体に登録していただき、センターからイベントや研修等の情報をメールで配信した。 <登録数 120>

#### ④市町村窓口へのタブレット設置

発達障がい者支援ツールコンテンツを搭載したタブレットを市町村の窓口等に設置することで、相談者に対して必要な情報を即座に伝えられ、円滑な支援を実施することができた。

<2市3町(1市4町)>

#### ⑤関係者研修

相談支援専門員、保健師等、地域の関係機関の対応力向上のため、圏域ごとに研修会を実施した。

<2回 58人(2回 41人)>

#### ⑥医療との連携

医療機関との連携により、顔の見える関係を築く。

・情報提供 3件

徳島大学病院

・紹介状等の発行

紹介状 45件、情報提供書(捜査関係事項照会文書含む) 6件、意見書 2件

#### ⑦関係機関会議への出席、助言

地域の自立支援協議会等を利用し、関係機関との情報交換により地域の課題や社会資源等の情報共有を図るとともに、スーパーバイズを実施した。

<65回(93回)>

#### ⑧発達凸凹サポートチーム現場派遣事業

保育所や幼稚園、福祉事業所等関係機関からの要望に応じ、医師や言語聴覚士、臨床心理士等からなるサポートチームを派遣し、専門的な助言指導を行った。

<18回(20回)>

#### ⑨発達凸凹出前講座

県内の福祉・教育・就労関係者等への機関コンサルテーションや出前講座を実施した。

・機関コンサルテーション

<33回(34回)>

・有識者による出前講座

<1回(2回)>

・センター職員による講師派遣

<55回(52回)>

#### ⑩地域啓発・研修事業

発達障がいに関する基礎的な研修や啓発について、各圏域ごとに保健福祉局や県民局主催で、幼児期の支援者や放課後児童クラブ指導員等を対象として実施した。

<3圏域 5回 118人(6回 142人)>

#### ⑪発達障がい児早期発見体制支援事業モデル市町村支援及び研修

厚生労働省が推奨するアセスメントツールを乳幼児健診で導入するための技術的支援や困難事例への対応を行うなど、地域の実情に応じた体制整備を図った。

<研修会 1回 59人(1回 14人)>

<学習会 2回 27人(2回 10人)>

### (2) 災害時発達障がい者サポート体制強化事業

地域支援者のスキル向上を図るための研修会を開催し、災害時における発達障がい者へのサポート体制を強化した。

<研修会 1回 32人(1回 32人)>

### (3) 災害時発達障がい者自助力アップ事業

災害時における発達障がい児者及び家族の自助力を高めるため、防災勉強会を実施した。

<勉強会 2回 ハナミズキ7人 アイリス5人>

## 6 連携

### (1) 地域支援機能強化仕組みづくり事業

①相談フローチャート作成(一次相談窓口周知)

相談内容に沿った適切な相談窓口を把握しやすくし、スムーズな相談に繋げる目的で作成し周知した。

②相談者記入シート活用

引き続き一次相談窓口で相談者記入シートを活用できるようホームページに掲載し、自立支援協議会等で案内を行い、広く活用できるよう周知した。

## (2)体制整備

①発達障がい者支援地域協議会

発達障がい者支援に関する施策の総合的・計画的な推進について必要な事項を検討することを目的とした医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、親の会等21機関からなる協議組織 <2回(2回)>

②発達障がい者支援西部圏域調整会議

県西部における課題を把握し、効率的な支援や連携の在り方等について関係機関が連携し、総合的な支援体制の充実を図ることを目的として開催 <1回(1回)>

③児童発達支援センター連絡協議会

各児童発達支援センターが連携して運営や支援のあり方を考え、情報共有を図ることを目的とした県内のセンター全13機関からなる協議組織 <0回(1回)>

## (3)ゾーン連携事業

発達障がい者総合支援ゾーンを構成する4機関(みなと高等学園・徳島赤十字ひのみね総合療育センター・徳島赤十字乳児院・発達障がい者総合支援センター)が連携し、総合的な支援を実施した。

①ゾーン連携会議

ゾーン内4機関の代表者等による情報交換や連携のための会議 <12回(12回)>

②災害用備蓄品整備

発達障がい者(児)は、その特性により慣れない環境の中で多人数で過ごすことが厳しい状況となるため、平時から生活環境整備のための物品を備蓄し、災害時に特性を和らげるための環境整備を図った。

③乳幼児一時保育

ハナミズキへの来所者に同伴する乳幼児を必要に応じて徳島赤十字乳児院で一時保育 <22件(0件)>

## 2 かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

発達障がい者(児)やその家族が、身近な存在であるかかりつけ医等と信頼関係を構築し、適切な支援を受けることができるよう、発達障がいに関する国の研修を受講した医師が、徳島県内において還元普及のための研修会を実施し、かかりつけ医等の対応力向上を図った。

<研修受講 1回 2人>

<伝達研修 1回 52人>

## 令和3年度発達障がい関連施策の実施状況について (教育委員会)

### 1 「ともにまなぶ」高校生活応援事業

県立高等学校に在籍する、障がいにより特別な支援を必要とする生徒に対し、学校生活の充実や学業不適応状態の予防改善を図り、さらに、学校における支援体制の充実や周りの生徒の理解啓発を促すため、個別的な支援を行う特別支援教育支援員（学習支援員）を県立高等学校5校に配置した。

### 2 特別支援教育パワーアップ事業

特別支援学校の専門性の向上と地域内の小中学校等に対するセンター的機能の充実、特別支援教育の体制整備の充実を図るために、「切れ目ない支援体制整備推進事業」「普及啓発のための支援充実事業」を柱とした研修や相談支援等を実施した。

- ◆教職員の専門性の向上に向けた研修会の実施
- ◆総合教育センターにおける相談、巡回相談員による相談等の実施
  - (1) 総合教育センター特別支援・相談課指導主事による相談
  - (2) 特別支援教育巡回相談員による相談
- ◆地域特別支援連携協議会連絡会の開催  
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止，以下※中止)
- ◆専門家チームによる教育相談の実施
  - (1) 地域特別支援教育相談会「出張ほっとアドバイス」
  - (2) 「ほっとアドバイス」事業（総合教育センター内での専門家による相談）
- ◆「徳島県発達障がい教育研究会」の開催

### 3 社会で活躍サポート事業

特別支援学校の生徒が、卒業後の社会生活にスムーズに移行し、社会で活躍できるよう、また、事業所等に対する障がい理解等の促進と労働や福祉との連携による特別支援学校の生徒の就労及び職場定着のために、専門家等との連携によるキャリア教育の充実及び教職員の専門性の向上を図った。

- 1 「とくしま特別支援学校技能甲子園」の開催（※中止）
- 2 技能検定の実施
- 3 職場定着に向けた支援

#### 4 特別支援学校「みんなが主役」きらめき事業

特別支援学校の児童生徒一人一人が「主役」となり、障がいの種別や程度に関わらず、将来にわたって地域で活躍できる力を身に付けることができるよう、特別支援学校での文化的な体験学習の積み重ねによる児童生徒の音楽・美術的才能の開花、スポーツ活動とおした各学校間や地域との交流促進、技能検定等で培った職業スキルを活かすフェスティバルの開催や学校近隣の札所等に出向いてのお接待活動を行った。

- 1 文化的活動で才能開花（音楽的活動、美術的活動）  
専門家とのコラボレーションによる体験型音楽学習（※中止）や大学等の外部専門家との連携によるデジタルアートの制作を特別支援学校で実施
- 2 スポーツ活動による交流促進  
「特別支援学校対抗ボッチャ大会」「とくしまスポーツ交流大会」の開催  
特別支援学校におけるボッチャ等ニュースポーツの実践
- 3 地域社会で実力発揮  
就労支援活動、地域で活躍（地域貢献活動）  
四国霊場札所でのお遍路さんへのお接待活動

#### 5 特別支援学校「エシカルチャレンジ」事業

新たな生活様式に対応したエシカル消費の推進にチャレンジするとともに、障がいのある子どもたちのエシカル消費に関する取組を地域等へ広く発信することにより、エシカル消費の普及拡大を推進した。また、障がい特性に合わせた消費者教育を展開した。

- 1 特別支援学校に設置したリサイクル資材回収ボックスの運用（学校のエコステーション化）
- 2 小学部から高等部まで連続性のあるエシカル作品作り、地域への提供
- 3 地域企業等と連携した地産地消促進の実践
- 4 エシカル作品展等の開催
- 5 障がい特性に合わせた消費者教育の授業実践

#### 6 発達障がい「つながる・ひろがる・はばたく」充実事業

発達障がいのある子供たちに向け、就学前から卒業後の就職までの多様かつ重層的な取組を実施することにより、徳島発となる発達障がい教育モデルの構築を図った。

- 1 地域の幼稚園、小・中学校において、学びにくさのある子供の学習や行動面を科学的に分析し、目標を設定することで「ポジティブな行動支援」の実施を推進
- 2 一人ひとりの子どものおつまずきに対応できる自律型学習教材の充実
- 3 高等学校における通級による指導を実践している学校でのコンサルテーションを実施
- 4 肢体不自由者の新たな就労モデルを構築するために、テレワーク体験機器等を活用し、テレワークによる就業体験及び就業体験に必要なスキルを身につけるためのリモートによる遠隔授業を実施



## 徳島県発達障がい者総合支援プラン（第2期）の進捗状況について

## I 地域における支援環境の充実

## 1 身近な地域での相談支援体制の強化

令和4年3月末現在

概要	取り組み	R3実績	担当部局
○きめ細やかな相談支援体制の強化			発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動相談や機関コンサルテーション, 医療相談等を通じた支援体制の充実</li> <li>・市町村における発達障がいの相談体制の整備や対応力の資質向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知, 活用促進</li> <li>・市町村の対応力向上に向けた研修の実施</li> <li>・情報機器等を活用した情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動相談 39回 実 47人 延112人</li> <li>・機関コンサルテーション 51件</li> <li>・円滑な支援を目的とした「相談者記入シート」の作成と, 支援機関への周知を実施</li> <li>・市町へタブレット端末を貸出し, 情報を発信している (5市町)</li> </ul>	
○相談支援事業所等のさらなるスキルアップ			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所等職員に対する研修会の実施</li> <li>・個別ケース会議や機関コンサルテーションの活用</li> <li>・成人期の相談及び就労支援の核となる支援者の知識, 技術の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難ケース対応力向上に向けた研修の実施</li> <li>・「発達障がい者支援専門員」の養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者研修 2回 58人</li> <li>・発達障がい者支援専門員養成研修 5回×1クール 認定者数17人</li> </ul>	

概要	取り組み	R3実績	担当部局
<p>○地域での連携体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会や連絡調整会議等での連携強化及び支援体制の充実</li> <li>・地域の医療機関との連携</li> <li>・民生委員や地域包括支援センター、介護支援専門員協会等との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題把握と情報共有</li> <li>・地域連携をコーディネートする人材育成</li> <li>・発達特性のある高齢者対策として研修会等の実施</li> <li>・医療機関も含めた関係機関のネットワーク形成を促進</li> <li>・医療機関を対象とした研修や医療従事者とのケース会議の実施</li> <li>・連携診療等、医療機関との連携を充実</li> <li>・医療従事者とのケース会議等の実施</li> <li>・医療機関に関する情報発信の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催会議 5回</li> <li>・協議会等参加回数 65回</li> <li>・発達障がい者地域支援マネジャー 2名配置</li> <li>・医療機関との協議及び情報提供を実施</li> <li>・かかりつけ医等発達障がい対応力向上事業 1回 52人</li> <li>・連携診療 2件, 小児科相談 34件, 精神科相談 10件</li> <li>・必要なケースについて、ケース会議等を実施</li> <li>・医療機関リストを適宜修正</li> </ul>	<p>発達障がい者総合支援センター・市町村・長寿いきがい課・関係機関</p>
<p>○災害時における支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支援者のスキル向上と連携によるサポート体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支援者を対象とした研修会の実施</li> <li>・発達障がいに対する基本的な知識や対応方法を学んだ「発達障がいサポーター」の養成</li> <li>・市町村危機管理担当部署との連携</li> <li>・ヘルプマークの周知・活用</li> <li>・発達障がい者総合支援センター作成の防災ハンドブックの活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時発達障がい者サポート体制強化事業 研修会 1回 32人</li> <li>・災害時発達障がい者自助力アップ事業 勉強会 2回 12人</li> <li>・発達障がいサポーター 登録数 120</li> <li>・災害時発達障がい者支援台帳の登録制度の普及啓発を図り、市町村との連携を推進</li> <li>・ヘルプマークの作成・配布</li> <li>・啓発・研修等で配布</li> </ul>	<p>発達障がい者総合支援センター・障がい福祉課・市町村・関係機関</p>

## 2 社会の正しい理解の促進

概要	取り組み	R3実績	部局
○関係機関の理解促進及び支援の質の向上			
・関係機関を対象とした研修	・関係機関の研修への講師派遣	・講師派遣 56回	
○効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携による県民を対象とした啓発</li> <li>・発達障がい者(児)を地域で支えるインフォーマルな支援体制の強化</li> <li>・発達障がいに関する情報の集約と継続的な発信</li>   <li>・合理的配慮に関する理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民を対象とした講演会の実施</li> <li>・世界自閉症啓発デーにおける啓発活動の実施</li> <li>・ブルーライトアップや、市町村等イベントにおけるパネル展示の実施</li>   <li>・発達障がいに対する基本的な知識や対応方法を学んだ「発達障がいサポーター」の養成(再掲)</li> <li>・ホームページやSNSを活用した情報発信の充実</li> <li>・デジタルサイネージや地域の広報誌等を活用した情報発信</li> <li>・分かりやすいパンフレットの作成・活用</li> <li>・「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の周知</li>   <li>・ヘルプマークの周知・活用(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい教育講演会 1回 249人</li> <li>・文化の森啓発イベント 227人</li> <li>・横断幕・懸垂幕の設置 6か所</li> <li>・ブルーライトアップ 4か所</li> <li>・市町村等イベントでの啓発 中止</li> <li>・パネル展 13か所</li> <li>・啓発チラシ等配布 6か所</li>   <li>・発達障がいサポーター 登録数 120(再掲)</li> <li>・ホームページの更新と、Twitterでの情報発信を実施</li> <li>・デジタルサイネージ 2か所</li> <li>・市町村広報誌掲載 3市2町</li> <li>・ホームページ上に発達障がいに関するパンフレット等の刊行物について情報を発信</li>   <li>・障がい者相談支援センターに専門相談員配置</li> <li>・県職員向け「職員対応要領」の運用</li> <li>・条例啓発リーフレット配布</li> <li>・心のバリアフリーハンドブックの作成・配布</li>   <li>・ヘルプマークの作成・配布(再掲)</li> </ul>	発達障がい者総合支援センター・障がい福祉課・市町村・関係機関

概要	取り組み	R3実績	部局
○災害対応力の向上と啓発			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい者(児)やその家族の災害に対する知識習得及び災害対応力の向上</li> <li>・地域住民を対象とした啓発・研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支援者を対象とした研修会の実施(再掲)</li> <li>・発達障がい者(児)やその家族を対象とした研修会や防災訓練等の実施</li> <li>・県民を対象とした研修会等の実施</li> <li>・ヘルプマークの周知・活用(再掲)</li> <li>・発達障がい者総合支援センター作成の防災ハンドブックの活用促進(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時発達障がい者サポート体制強化事業研修会 1回 32人 (再掲)</li> <li>・センター主催のイベントにて防災ブースを設置</li> <li>・ヘルプマークの作成・配布(再掲)</li> <li>・啓発・研修等で配布(再掲)</li> </ul>	発達障がい者総合支援センター・障がい福祉課・市町村・関係機関

## II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

### 1 乳幼児期における支援の充実

#### ①乳幼児健康診査における早期の発見と支援

概要	取り組み	R3実績	部局
○関係機関職員の知識・技術の向上			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査に関わる支援者への社会性発達の情報提供</li> <li>・乳幼児健康診査に関わる支援者が携わった困難事例についての技術支援</li> <li>・乳幼児健康診査でのアセスメントツール活用に向けての技術支援</li> <li>・支援者を対象とした研修会の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい児早期発見支援体制事業の充実</li> <li>・アセスメントツール導入後のフォローアップを実施</li> <li>・保健師、保育士等を対象とした研修会の実施</li> <li>・関係機関での研修に講師を派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師等に対し情報提供及び技術支援</li> <li>・発達障がい児早期発見支援研修会 1回 59人</li> <li>・市町村保健師対象学習会(阿南市) 2回 27人</li> </ul>	発達障がい者総合支援センター

②保育所・幼稚園等における早期発見と支援

概要	取り組み	R3実績	部局
<p>○関係機関職員の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関コンサルテーションおよび個別ケース会議の充実</li> <li>・保育所・幼稚園等の連絡会議や研修における情報提供の充実</li> <li>・対象者のニーズに応じた研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て現場等への専門職の派遣によるスーパーバイズを実施</li> <li>・研修体系・内容の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達凸凹サポートチーム現場派遣事業による保育所、幼稚園等への職員の派遣 18回</li> <li>・地域啓発・研修事業 3圏域実施 5回 118人</li> <li>・発達障がい者支援専門員養成研修 5回×1クール 認定者数17人(認定者総数70人)</li> </ul>	
<p>○保護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペアレントトレーニングの拡充</li> <li>・保護者を対象とした子どもの発達や関わり方に関する情報提供及びピアサポートの場の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児通所支援事業所におけるペアレントトレーニングの実施を支援</li> <li>・幼児期の保護者を対象とした事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポート推進事業「すくすく教室」(ペアレントトレーニング) 保護者 16回 実12人 延76人 支援者 16回 実5人 延33人</li> <li>・子育てサポート推進事業「すくすく教室」(ペアレントトレーニング 個別セッション) 保護者 18回 実3人 延18人</li> <li>・子育てサポート推進事業「のびっ子学級」 6回 実9人 延31人</li> </ul>	<p>発達障がい者総合支援センター</p>

概要	取り組み	R3実績	部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で行っている保護者支援のサポート ペアレントトレーニングのウォーミングアップ 内容等の技術支援</li> <li>・ペアレント・メンターの養成・活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の子育て教室等で講座の開催及び技術支援</li> <li>・保護者支援のできるペアレント・メンターの養成やグループ相談会等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポート推進事業「子育てサポートミニ講座」 2回 22人</li> <li>・子育てサポート推進事業「ペアレントプログラム」 支援者向け事前研修 1回 9人 プログラム6回 保護者 実6名 延32名 支援者 実5名 延18名</li> <li>・ペアレント・メンター登録数 23人(R4.3月末)</li> <li>・養成研修フォローアップ講座 1回 5人</li> <li>・事例検討会 1回 5人</li> <li>・ペアレント・メンター連絡協議会 1回</li> <li>・グループ相談会へのメンター派遣 5回 15人</li> <li>・子育てサポート推進事業「のびっ子学級」 メンター 1回 1人</li> <li>・子育てサポート推進事業「すくすく教室」 (ペアレントトレーニング) メンター 2回 2人</li> <li>・シルバー大学校 4回(鳴門・小松島・美馬・東みよし) 7人</li> <li>・子育てサポート推進事業「子育てサポートミニ講座」 メンター 2回 3人</li> <li>・研修会等での講演活動 メンター 1回 2人</li> </ul>	発達障がい者総合支援センター

## 2 就学期における支援の充実

### ①就学期における発見と支援

概要	取り組み	R3実績	部局
○就学支援の充実			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育支援委員会の機能充実</li> <li>・地域特別支援連携協議会の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育支援委員会の調査員への研修を実施</li> <li>・就学前の幼児に関する個別の支援計画の作成・活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回実施 のべ153人参加</li> <li>・特別支援教育コーディネーター研修等で個別の教育支援計画の引継ぎを推進</li> </ul>	特別支援教育課・総合教育センター

概要	取り組み	R3実績	部局
○校種間の円滑な引継ぎ			特別支援教育課・総合教育センター
・各学校間の「個別の教育支援計画」引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の教育支援計画の活用推進</li> <li>・個別の指導計画の作成・活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別の教育支援計画」(改訂版)の冊子, チラシの作成・配付</li> <li>・特別支援教育コーディネーター研修等で引継ぎを推進</li> </ul>	

## ②就学期における支援体制の整備

概要	取り組み	R3実績	部局
○幼・小・中学校での取組			特別支援教育課・総合教育センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透を図り, 各園・学校全体でその取組を推進</li> <li>・一人ひとりの学習上のつまづきに応じた自律型学習教材の作成と活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県下全域への拡充</li> <li>・小学校の国語・算数を主とした教材作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施園・校96%(330校・園/343校・園)</li> <li>・ポジティブな行動支援実践事例集Ⅱの発行</li> <li>・冊子版教材の作成(R3:75問, 累積:4221問)。研修会等での広報により,新たに特別支援学級や特別支援学校での活用が拡大。</li> <li>・e-ラーニングコンテンツ教材の開発・活用促進(自律型学習教材1967問, ことばの学習教材1943問)</li> </ul>	
○高等学校での取組			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校において「自立活動」の内容を取り入れた活動の実践を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自立活動」等の指導が必要な生徒が在籍する高等学校における特別な指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育支援員配置校 5校</li> <li>・「通級による指導」実施校 2校</li> </ul>	

概要	取り組み	R3実績	部局
<b>○特別支援学校での取組</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が将来にわたって地域で活躍できる力の育成</li> <li>・生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実</li> <li>・文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実</li> <li>・消費者教育,「エシカル消費」の推進</li> <li>・主権者教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域へのボランティア参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校10校</li> </ul>	特別支援教育課・総合教育センター・労働雇用戦略課・関係機関
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とくしま特別支援学校技能検定の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受検者数 480人(R3)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆめチャレンジフェスティバル」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年12月15日(水)徳島県立総合教育センターで年1回実施。高等部82名,企業34社が参加</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アート作品制作及びパラリンピック種目であるボッチャの普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きらめきアート展(Web) 出品数 519点 公開期間 65日 アクセス数 30876回 ・ボッチャ実施校 11校</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校11校</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特産品をいかした新商品の開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践数6</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校を拠点としたリサイクル活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校11校</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主権者教育の学習活動実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校11校</li> </ul>	
<b>○インクルーシブな教育体制の強化</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特別支援連携協議会の活用</li> <li>・学識経験者と連携し,特別支援学校教員の専門性向上の取組を推進</li> <li>・特別支援教育に関する専門性の向上のたるICT活用による教員用eラーニングの開発・活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育体制強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルス感染拡大により開催中止</li> </ul>	特別支援教育課・総合教育センター
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「発達障がい教育・自立促進アドバイザー」チームと連携した実践研究の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践研究数 23事例(R3)</li> <li>・特別支援「まなびの広場」HP公開事例139件</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニング教材の開発と各教員研修等での活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニング問題 1,065問(累積)</li> <li>・アクセス件数 6,959件(R3)</li> </ul>	



概要	取り組み	R3実績	部局
○発達障がい理解促進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人, 保護者, 支援者の理解促進</li> <li>・放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)への研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいに関する研修会の実施</li> <li>・ライフステージに応じた自己理解を支援</li> <li>・放課後児童支援員認定資格研修の実施</li> <li>・放課後児童支援員等の資質向上のための研修実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催研修 40回</li> <li>・共催研修 6回</li> <li>・発達障がい教育講演会 1回 249人</li> <li>・自立・就労応援講座 小学生向け 1回 実3人 延3人</li> <li>・受講者数 112人</li> <li>・修了者数 106人</li> <li>・児童厚生員・放課後児童支援員等合同研修参加者 105人</li> <li>・フォローアップ研修 参加者 226人</li> <li>・放課後児童支援員等資質向上研修会参加者 197人</li> <li>・放課後子ども総合プラン研修会参加者 112人</li> </ul>	特別支援教育課・総合教育センター・発達障がい者総合支援センター・次世代育成・青少年課

### ③成人期(進学先・就労先等)への円滑な引継ぎ

概要	取り組み	R3実績	部局
○企業等での理解促進と他機関との連携			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい等障がい特性に対する進学先・就労先の理解促進</li> <li>・進学先, 就労先, 関係機関との連携の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業を対象とした研修の実施</li> <li>・インターンシップや就業体験実施</li> <li>・在学中からの理解の促進</li> <li>・就労先等との連携の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労定着応援講座の実施 1回 73人 (対象:教職員・支援者・産業保健関係者)</li> <li>・実施校 11校</li> <li>・とくしま特別支援学校技能検定の実施</li> <li>・You Me(ゆめ)チャレンジフェスティバル</li> <li>・就労支援活動に関する協定を締結した事業所及び関係団体との就業体験の実施</li> </ul>	特別支援教育課・総合教育センター・発達障がい者総合支援センター・労働局等関係機関

概要	取り組み	R3実績	部局
○家族支援の充実			発達障がい者総合支援センター
・家族のこころの安定のための場づくり	・家族を対象とした教室の実施	・家族サポート教室 6回 実10人 延29人	

### 3 成人期における支援の充実

#### ①高等教育機関における支援

概要	取り組み	R3実績	部局
○相談の場の確保とネットワークづくり			発達障がい者総合支援センター・障がい者職業センター・関係機関
・高等教育機関と連携した、学内の相談の場の確保  ・中学、高等学校からの円滑な情報引継ぎ	・就労サポートブックを活用した研修会の実施  ・特性把握のための学生向け支援の実施  ・ネットワーク会議及び機関コンサルテーションの活用	・高等教育機関と連携した、モデル高校での教職員研修とフェローアップの実施 研修 2カ所 2回 延52人 フェローアップ 1カ所 1回 延2人  ・自立就労応援講座 高校・大学 1回 実2人 延2人  ・必要なケースについて、会議及び機関コンサルテーションを実施	
○関係機関との連携・引継ぎ			
・中途退学者や就労に結びついていない学生に関する情報の共有  ・就労支援機関等への情報提供及び連携・引継ぎ	・在学中からの連携の促進  ・相談先カードの作成、配布	・必要なケースについて、情報共有と連携  ・円滑な支援を目的とした「相談者記入シート」の作成と、支援機関への周知を実施(再掲)	

## ②社会参加に向けた支援

概要	取り組み	R3実績	部局
<p>○発達障がい者、家族への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい者の交流の場の確保</li> <li>・生涯を通じた学びと活動の場を提供</li> <li>・家族のこころの安定の場づくり</li> <li>・成人期の相談及び就労支援の核となる支援者の知識、技術の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアグループの育成</li> <li>・「障がい者の学びコース」講座の実施</li> <li>・社会貢献に向けたモデル事業の検討・実施</li> <li>・家族を対象とした教室の実施(再掲)</li> <li>・「発達障がい者支援専門員」の養成(再掲)</li> </ul>	<p>【ひととき】 15回 実14人 延68人 ハナミズキ 11回 実11人 延62人 アイリス 4回 実3人 延6人 【ほっと会】 3回 実2人 延3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座 28回 受講者数 202名</li> <li>・実施に向けて検討</li> <li>・家族サポート教室 6回 実10人 延29人(再掲)</li> <li>・発達障がい者支援専門員養成研修 5回×1クール 認定者数17人(再掲)</li> </ul>	<p>発達障がい者総合支援センター・生涯学習課・関係機関</p>
<p>○ひきこもりへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の充実</li> <li>・相談窓口の情報提供及び啓発促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や家族に対する支援(個別相談, 集団療法)</li> <li>・医療機関やひきこもり支援機関, 相談支援事業所等と連携した包括的な支援の実施</li> </ul>	<p>&lt;個別相談&gt; 来所相談 実91件, 延289件 電話相談 実121件, 延267件 &lt;集団療法&gt; 当事者グループ活動 128回, 実22人, 延474人 ・ひきこもり家族教室 16回, 実20人, 延132人 (西部・南部各サテライトでの実施回数を含む。実人数は家族のみ計上。延人数には関係機関を含む。) ・ひきこもり親の会 4回, 実8人, 延15人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への技術支援 228件</li> </ul>	<p>健康づくり課・保健所・精神保健福祉センター・発達障がい者総合支援センター・関係機関</p>

概要	取り組み	R3実績	部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会等における情報共有, 市町村や医療機関等と連携したセーフティネットの構築</li> <li>・生活リズムをつくるきっかけづくり</li> <li>・ひきこもり支援を担う人材の養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークサンプルを活用した作業体験</li> <li>・「ひきこもり対策連絡協議会」の開催</li> <li>・「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修」の実施</li> </ul>	<p>【FA】ハナミズキ 12回 実4人 延16人 アイリス 86回 実10人 延308人</p> <p>令和3年3月22日「ひきこもり対策連絡会議」及び「ひきこもり支援従事者研修」同時開催。 ①「NPO法人みよしサポート協会びあぞらの支援・活動について」講師 NPO法人みよしサポート協会びあぞら 理事長 天野雄二氏 ②ひきこもり地域支援センター「きのぼり」実績報告</p>	健康づくり課・保健所・精神保健福祉センター・発達障がい者総合支援センター・関係機関

### ③就労と定着に向けた支援

概要	取り組み	R3実績	部局
○自己理解支援, 就労準備支援の充実・強化			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己理解のための支援</li> <li>・制度や支援機関についての情報集約・発信</li> <li>・基本的な生活習慣の確立, 社会的スキルの習得等に向けた支援</li> <li>・就労イメージをつかみ適職を見つけるための職場体験, 就労準備の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労サポートブック(ナビゲーションシート)の活用</li> <li>・ホームページやSNSを活用した情報発信の充実(再掲)</li> <li>・FA, 職業準備支援, 関係機関と連携した多様な職場体験機会の提供(農福連携等)</li> <li>・就労支援機関と連携した実習体験の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発・研修等で配布・紹介</li> <li>・ホームページの更新と, Twitterでの情報発信を実施(再掲)</li> </ul> <p>【FA】ハナミズキ 12回 実4人 延16人 アイリス 86回 実10人 延308人 (再掲)</p> <p>【作業体験】 みなと高等学園 0回 西部テクノスクール 1回 実1人</p> <p>【ジョブトレ】 ハナミズキ 0回 アイリス 2回 実1人 延2人</p>	発達障がい者総合支援センター・関係機関

概 要	取り組み	R3実績	部局
○職場定着支援の充実			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援の充実</li> <li>・企業に対する啓発・研修</li> <li>・先駆的な取組事例の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労定着のためのグループ活動を実施</li> <li>・ジョブコーチ支援の活用</li> <li>・就労支援機関及び労働関係部局と連携した包括的な支援体制の整備，研修会や情報交換会の実施</li> <li>・「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成</li> <li>・発達障害者等の理解促進のための企業セミナー「はたらくサポートプロジェクト」の実施</li> <li>・雇用事例集の作成，企業見学会の実施</li> </ul>	<p><b>【就労継続バックアップ事業】</b>  ハナミズキ 0回 実0名 延0名  アイリス 1回 実2名 延2名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なケースへのジョブコーチ支援 24名</li> <li>・とくしま障害者就職面接会 1回 26社 63名</li> <li>・ゆめチャレンジフェスティバル 1回 379名参加 参加企業34社</li> <li>3回 34名</li> <li>・はたらく力見学会 1回 15団体 28名</li> <li>・出前セミナー 4回 92名参加</li> </ul>	<p>発達障害者総合支援センター・総合教育センター・労働局・障害者職業センター・関係機関</p>

## 徳島県発達障がい者総合支援プラン（第2期）の改定について

現行のプランは、医療、福祉、教育及び就労の各関係機関が連携を図り、発達障がい児者及びその家族への支援をより一層、総合的、計画的に推進するための指針として、平成31年3月に策定された。その取組みをさらに継続、発展して推進するための計画を策定する。

### 1 現行プランの概要

#### (1) 期間

平成31年度から令和4年度までの4年間

#### (2) 基本理念

障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支えあう、安心と未来への希望に満ちた徳島づくり

#### (3) 基本方針及び施策の方向

##### I 地域における支援環境の充実

- ①身近な地域での相談支援体制の強化
- ②社会の正しい理解の促進

##### II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

- ①乳幼児期における支援の充実
- ②就学期における支援の充実
- ③成人期における支援の充実

※ローマ数字は基本方針、丸数字は施策の方向

### 2 プラン改定の概要

#### (1) 期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

#### (2) 方針

- ①現行の基本理念及び基本方針を基本的に維持する。
- ②これまでの取組みを検証し、新たな課題を反映する。
- ③令和3年度発達障がい者（児）支援に関する実態調査報告書の調査結果を反映する。
- ④発達障がい者支援地域協議会及び検討部会（ワーキンググループ）により議論を行う。

### 3 スケジュール

- 7月 第1回「発達障がい者支援地域協議会」で現プランの成果や課題を検証
- 7月 第1回ワーキンググループ
- 10月 第2回ワーキンググループ
- 10月 第2回「発達障がい者支援地域協議会」で素案の策定
- 11月 11月文教厚生委員会（事前）で素案を報告
- 12月～ パブリックコメントの実施
- 2月 第3回ワーキンググループ
- 2月 第3回「発達障がい者支援地域協議会」で成案の策定
- 3月 2月文教厚生委員会（付託）で成案を報告
- 3月 プラン改定

## 第2章 現行プランでの成果と今後の課題

## I 地域における支援環境の充実

### 1 身近な地域での相談支援体制の強化

#### 前プランでの成果

##### ○きめ細やかな相談支援体制の整備

- ◆相談支援体制の充実を目的とした機関コンサルテーションや個別ケース会議を実施しました。
- ◆地理的な問題から来所相談が困難なケースに対応するため、県内5カ所での移動相談を実施し利便性を図りました。
- ◆市町村が相談窓口として機能することや、相談支援体制の強化を目的に、モデル市町村延べ7カ所に発達障がい児者支援ツールを搭載したタブレットを設置し、相談者に対して必要な情報を伝えられ、円滑な支援を実施することができました。

(支援者支援の強化事業(市町村窓口へのタブレット設置))

- ◆新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインでの相談や機関コンサルテーションができる環境の整備を図りました。

(センター体制整備事業)

##### ○相談支援事業所等におけるスキルアップ

- ◆成人期の発達障がいに関する相談の増加が見られるため、地域で支援の核となる人材の育成を目指し、発達障がい者支援専門員を養成しました。

(発達障がい者支援専門員養成研修)

- ◆支援者の資質向上を図り、困難ケースへの対応ができるよう、相談支援事業所職員、臨床心理士、保健師等を対象とした研修会を実施しました。

- ◆高齢期の支援に関わる保健、福祉等の関係機関を対象とした研修会を実施しました。

(関係者研修)

- ◆地域での発達障がいに対する理解促進を目的に、福祉、教育、就労、司法関係者等を対象とした研修会を実施しました。

- ◆県内全域の「地域自立支援協議会」等に参加し、連携の強化を図りました。

- ◆関係機関からの要望に応じ、支援の方向性や具体的な対応方法、環境設定などの専門的な助言や困難事例へのスーパーバイズを実施しました。

(「発達凸凹サポートチーム」現場派遣事業、機関コンサルテーション)

- ◆発達障がいのある方やそのご家族が身近な地域で相談ができ、必要な支援が受けられるよう地域の対応力を向上し、支援の充実を図るため、市町村や相談支援専門員等を対象に、関係者研修を行いました。

(関係者研修)



## ○地域での連携体制の構築

- ◆医師や医療従事者等を対象とした研修会を実施し、地域でのかかりつけ医等の対応力の向上に努めました。

(かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業)

- ◆発達障がい児者やその家族及び支援者が、活用できる医療機関リストの改訂を行い、ホームページに掲載しました。
- ◆地域連携を推進するため、発達障がい者地域支援マネジャー2名を配置し、人材育成や支援についての情報共有、地域の支援スキルの向上を図りました。

(発達障がい者地域支援マネジャーの配置)

- ◆「相談フローチャート」及び「相談者記入シート」を作成し、地域での相談機関にも活用していただくよう、ホームページに掲載しました。
- ◆地域の支援に対する課題を明確にするため、「発達障がい者（児）支援に関する実態調査」を実施しました。
- ◆医療、福祉、教育、労働等の各分野においてネットワーク構築を図ることで、支援者のスキル向上につながりました。

## 今後の課題

### ○人材育成と支援体制の充実

- ◆発達障がい者が、まずは身近な地域で相談ができるよう、市町村窓口等での相談体制の強化を図る必要があります。
- ◆適切な支援を行うためには支援者の資質向上を図ることが必要です。支援者のスキルアップを目的とした研修会や機関コンサルテーション等を継続して実施する必要があります。(関係者研修，機関コンサルテーション)
- ◆地域で発達障がい児者支援の核となる人材を育成するため、「支援専門員養成研修」等を継続して実施する必要があります。

(発達障がい者支援専門員養成研修)

- ◆発達障がいを背景とした複雑なケースや必要な支援に繋がっていないケースに対し、適切な支援が求められており、関係機関が連携を図りながらネットワークを形成し、支援体制を充実させる必要があります。
- ◆地域の支援力向上と地域連携が充実できるよう、地域支援マネジャーの活動を拡大する必要があります。(発達障がい者地域支援マネジャーの配置)

## 2 社会の正しい理解の促進

### 前プランでの成果

#### ○様々な機関の理解の向上

- ◆ 関係機関からの依頼に応じ、研修会等に講師派遣を実施しました。発達障がいに関する理解が深まり、福祉・教育分野以外にも、司法や労働、地域の支援者（民生委員等）など、対象者の幅が広がりました。
- ◆ ペアレント・メンターを活用してシルバー大学校やシルバー人材センターでの啓発を実施し、理解の向上に努めました。

(ペアレント・メンターとの協働実施)

#### ○効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化

- ◆ 県民を対象とした講演会を開催し、発達障がいへの理解促進に努めました。  
(暮らしやすい徳島づくり加速事業、発達障がい教育講演会)
- ◆ 世界自閉症啓発デーにおける啓発活動として県内4箇所ではブルーライトアップを実施しました。  
(発達障害啓発週間関連事業)
- ◆ 市町村広報誌に発達障がいについての啓発ページを掲載しました。
- ◆ 啓発パネルをリニューアルし、県内各地でパネル展示や商業施設等での啓発活動を行い、より発達障がいへの理解促進に努めました。
- ◆ Twitterによる情報発信を始めるとともに、デジタルサイネージを活用した啓発を行いました。
- ◆ 「ブルーすだちくん」をシンボルマークとして活用し、発達障がいへの理解促進に努めました。
- ◆ 「大人の発達障がいハンドブック」「就労サポートブック」「防災ハンドブック」を改訂・増刷し、発達障がいについて周囲の正しい理解と支援に繋がるよう取り組みました。
- ◆ 「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」に基づき、合理的配慮に関する理解と促進に努めました。  
(障がい福祉課)
- ◆ 「ヘルプマーク」を作成・配布し、外見からは援助や配慮が必要であることが分からない人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、障がいは援助を得やすく、また、周囲の人も援助をしやすくし、障がいのある人とない人の「心のバリアフリー」の推進に努めました。
- ◆ 障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として徳島県障がい者施策基本計画を作成し、発達障がいを含めた包括的な制度の理解と促進に努めました。

- ◆発達障がいに関心のある方を「発達障がいサポーター」として登録し、発達障がいに関する情報を随時発信し、理解を促進しました。
- ◆発達障がい者総合支援ゾーン10周年を機に、記念式典及び記念講演会を開催するとともに、記念誌や啓発用DVDの作成を行いました。

## ○災害への備え

- ◆新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「非常持ち出し品」を中心に防災ハンドブックの見直し、研修会や相談支援などの機会に、当事者・家族支援者に活用を勧めています。
- ◆発達障がい児者やその家族が、平時からの備えとして、災害用品等を体験する学習会を実施しました。
- ◆避難所運営を担当する危機管理担当職員と福祉担当職員が参加する研修会を実施しました。

(災害時発達障がい者サポート体制強化事業)

## 今後の課題

### ○社会の正しい理解の促進

- ◆発達障がいという言葉は認知されつつありますが、発達障がいに対する理解や対応については、まだまだ啓発が必要とされています。発達障がい児者が、その人らしく社会生活を送ることを目指し、より一層発達障がいについての理解促進に取り組む必要があります。
- ◆ヘルプマークの県民への認知向上に取り組む必要があります。
- ◆支援機関・関係機関での啓発の他、公の施設などで一般県民の方に向けた理解促進の場を広げていく必要があります。
- ◆発達障がい者を社会全体で見守ることができるよう、発達障がい者を雇用する企業に対しても普及啓発を行う必要があります。
- ◆発達障がいについての理解促進を図る研修会の実施方法について、受講者が参加しやすいよう、オンラインを活用した手法をさらに推進する必要があります。
- ◆広く県民に啓発することにより、発達障がいに関する理解の促進を図り、身近な地域での相談支援体制を充実させる必要があります。

### ○災害への備え

- ◆今後、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等災害時において、発達障がい児者やその家族が安心して避難生活を送ることができるよう、地域の支援者に発達障がいについて正しい理解をしてもらう必要があります。また、発達障

---

がい児者やその家族等が、災害に対する知識を習得するとともに、災害対応力を高めることを目的とした取組も必要です。

- ◆災害時に発達障がい児者が避難生活で困ることがないように、感覚過敏などの特性を緩和する支援機器等について理解してもらうなど、災害に備えるための情報を市町村や支援者等に提供し、周囲の理解促進を図ることで地域のサポート体制の強化を高める取組が必要です。

## Ⅱ ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

### 1 乳幼児期における支援の充実

#### ①乳幼児健康診査における早期の発見と支援

##### 前プランでの成果

##### ○市町村における乳幼児健康診査に関わる技術支援

- ◆乳幼児健康診査におけるアセスメントツール等の導入について現状や課題の把握を行い、導入に向けた支援および情報提供を実施しました。
- ◆市町村における乳幼児健康診査に関わる支援者を対象に、アセスメントツール及び社会性発達に視点をおいた学習会を実施し、支援者のスキルアップに努めました。

(発達障がい児早期発見体制支援事業：モデル市町村への支援)

##### ○支援者の知識・技術の向上

- ◆乳幼児期に関わる支援者の知識・技術向上を目的とし、乳幼児期の発達等をテーマとした研修会を開催しました。

(発達障がい児早期発見体制支援事業：研修会)

##### 今後の課題

##### ○早期発見と気づき支援

- ◆乳幼児健康診査では社会性の発達を捉える視点が重要とされますが、その視点を保護者と支援者が共有する難しさがあります。社会性発達の視点について情報提供やアセスメントツールの導入に向けた支援を継続するとともに地域での普及を支援する取組を継続する必要があります。
- ◆乳幼児期健康診査に関わる支援者においては、社会性の発達に関する理解を深め、専門性を活かしながら、早期発見・早期支援に繋げるとともに、保護者に「気づきの支援」を行うことが求められます。支援者間での共通認識を持つことや支援者の資質向上を目的とした研修会等を継続して実施し、スキルアップを図ることが必要とされます。

(発達障がい児早期発見体制支援事業)

## ②保育所・幼稚園等における早期の発見と支援

### 前プランでの成果

#### ○関係機関職員の専門性の向上

- ◆保育所・幼稚園等職員や障がい児通所支援事業所等の現場に専門職からなるチームを派遣し、関係機関の職員に対して、対応方法や保護者支援の視点について相談や助言を行いました。

(発達凸凹サポートチーム現場派遣事業)

- ◆機関コンサルテーションやケース会議を通し、保育所・幼稚園等職員、障がい児通所支援事業所等職員への技術支援に努めました。
- ◆関係機関職員の専門性向上を目的とした研修会を、より身近な所で受講できるよう県内の各圏域で実施するとともに、講師派遣を行いました。

(地域啓発・研修事業)

#### ○保護者への支援

- ◆ペアレントトレーニングの普及に努めるため、ペアレントトレーニングの教室を開催するとともに、支援者研修の場として活用しました。また、ペアレントトレーニング教室を開催している児童発達支援センターについては、今後も継続して実施できるよう、フォロー研修会を開催しました。

(子育てサポート推進事業子育てサポート教室「ペアレントトレーニング」)

- ◆わが子の特性について理解を深められるよう、親子参加型プログラムや子育てに役立つ様々な情報提供を行うとともに、サポートブックやサポートシートの作成支援を行いました。また、子育てに悩む保護者が気持ちを共有したり、お互いを認めあうことができるピアサポートの場としても提供しました。

(子育てサポート推進事業子育てサポート教室)

- ◆地域での保護者支援の充実に繋がるよう、県内の子育て支援センター等でペアレント・メンターと協働でペアレントトレーニングのウォーミングアップとなる内容の普及に努めました。

(子育てサポート推進事業子育てサポートミニ講座)

- ◆モデル市においてペアレント・プログラムを開催し、子育て支援全般に幅広く活用できるペアレント・プログラムの普及に努めるとともに、支援者の研修の場としても活用しました。

(子育てサポート推進事業子育てサポート教室「ペアレント・プログラム」)

- 
- ◆ペアレント・メンターを養成するとともに、グループ相談会等においてペアレント・メンターを活用することにより、保護者支援の充実を図りました。

(子育てサポート推進事業ペアレント・メンター活動バックアップ)

## 今後の課題

### ○支援者及び保護者支援のさらなる充実

- ◆保育所・幼稚園等の職員は、社会性発達の視点を持ち、発達障がいの特性を踏まえた関わり方が求められるとともに、保護者支援の視点も重要とされています。
- ◆保育所・幼稚園等の現場では、子どもの発達の特性を保護者に伝えることに不安や難しさを感じていることも多く見受けられます。また、保護者と保育所・幼稚園等の職員が子どもの発達の特性について視点を共有することが難しい場合もあります。  
保育所・幼稚園等の職員は、気づきの支援の一端を担う立場でもあり、保護者に気づきを促すことも、早期発見・早期支援の視点から重要とされています。そのため、機関コンサルテーションや個別ケース会議、研修会等を通して、保育所・幼稚園等の職員の資質向上を図る取組を継続する必要があります。
- ◆近年は支援機関も増え、早期発見後、支援機関での療育に繋がる場合が多く見られるようになりました。しかし、支援機関においては、支援の質の確保や職員のスキルアップが課題とされており、今後も支援者支援の取組を継続することが必要です。
- ◆発達に気がかりのある子どもの保護者は、孤独感や不安感、大きなストレスを抱えていることが多く、保護者への支援が重要とされています。そのため、身近な地域で保護者が支援を受けることができる機会の確保や支援体制の充実に向けた取組を継続していく必要があります。

## 2 就学期における支援の充実

### ①就学期における発見と支援

#### 前プランでの成果

##### ○就学支援の充実

◆発達障がいを早期に発見し、適切な時期に必要な支援を行うため、引き続き市町村教育支援委員会調査員養成講座を開催し、教育支援委員会の支援機能の強化を図りました。  
(就学指導費)

◆「地域特別支援連携協議会」において、個別の教育支援計画の作成・活用に係る情報を共有することで、相談支援ファイル等の活用を推進し、保育所や幼稚園から小学校又は特別支援学校小学部への円滑な引継ぎを進めました。

(特別支援教育パワーアップ事業)

(特別支援教育「地域まるごと専門性向上」事業)

##### ○校種間の情報の円滑な引継ぎ

◆個別の教育支援計画の作成・活用をさらに促すため、手引書「個別の教育支援計画を作成・活用するために(改訂版)」(令和3年7月発行)を作成し、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担任者研修等において具体的な作成手順や活用方法等について周知を図るとともに、特別支援教育巡回相談員が、小・中学校等の校内研修等において個別の教育支援計画の作成や活用への助言を行いました。これらの取組により、小学校から中学校又は特別支援学校中学部、中学校から高等学校又は特別支援学校高等部への円滑な引継ぎを図りました。

(特別支援教育パワーアップ事業)

(特別支援教育「地域まるごと専門性向上」事業)

#### 今後の課題

##### ○関係機関等との連携強化

◆関係機関との連携が円滑に進むよう個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、情報を共有する必要があります。

(特別支援教育「地域まるごと専門性向上」事業)



## ②就学期における支援体制の整備

### 前プランでの成果

#### ○幼・小・中学校での取組

- ◆幼・小・中学校において、「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透を図るための研修会を実施し、令和4年3月31日現在で実施園・校が96%(330園・校/343園・校)となりました。また、「ポジティブな行動支援実践事例集Ⅰ・Ⅱ」を発行し、普及啓発に努めました。
- ◆自律型学習教材の開発に取り組み、冊子版教材については令和3年度末までに、累積4221問を作成し、小学校(通常の学級・特別支援学級)及び特別支援学校での活用促進を図りました。また、Web上で学習できるeラーニングコンテンツ教材の開発と活用促進に取り組みました。

(発達障がい「つながる・ひろがる・はばたく」充実事業)

#### ○高等学校での取組

- ◆「通級による指導」を導入している高等学校において、コミュニケーション能力や社会性を育むためのソーシャルスキルトレーニングを取り入れた自立活動を実施し、特別支援教育支援員を配置している高等学校にその成果を拡充しました。

(発達障がい「つながる・ひろがる・はばたく」充実事業)

#### ○特別支援学校での取組

- ◆とくしま特別支援学校技能検定においては、「ビルメンテナンス」や「介護」等5分野10種目の検定を実施し、就労支援の充実を図りました。また、地域貢献活動として、技能検定や授業で身に付けた技術を活用し、地域施設の清掃活動や飲み物の提供及び作品を配布するお接待活動を実施しました。

(社会で活躍サポート事業)

(特別支援学校「エシカルチャレンジ」事業)

- ◆「ゆめチャレンジフェスティバル」では、生徒の働きたい想いの発表や事業所との懇談等をとおして、個々の就労意欲向上を図るとともに、事業所における障がい理解や障がい者雇用の推進を図りました。

(特別支援学校「みんなが主役」きらめき事業)

(社会で活躍サポート事業)

- 
- ◆県内外の特別支援学校が参加したWeb上での「きらめきアート展」やオンラインを活用したスポーツ(ターゲットボッチャ)交流活動等を実施し、文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実を図りました。

(特別支援学校「みんなが主役」きらめき事業)

(新時代「特別支援学校 SDGs」創出事業)

- ◆地域企業や地域住民と連携し、竹和紙や藍染めなどを製品化することで、地域とのつながりや地産地消に対する意識が高まりました。
- ◆消費者庁新未来創造戦略本部と連携して作成した「特別支援学校(高等部)向け消費者教育用教材」を活用し、障がい特性に合わせた消費者教育を実施しました。

(特別支援学校「エシカルチャレンジ」事業)

- ◆特別支援学校では、市町村の選挙管理委員会と連携し、生徒会選挙において実際の投票箱や記載台を用いた選挙を行う等、生徒たちに具体的な選挙のイメージがわきやすいような指導の工夫を図りました。

## ○インクルーシブな教育体制の強化

- ◆すべての市町村で、教育、福祉、医療等からなる「地域特別支援連携協議会」を設置し、学校と他機関との連携のツールとなる相談支援ファイルや引継ぎシートを作成・活用を進めるとともに、各市町村の取組みについて情報交換等を行うことにより、学校と他機関との連携強化を図りました。

(特別支援教育パワーアップ事業)

(特別支援教育「地域まるごと専門性向上」事業)

- ◆e-ラーニング研修システムの開発・実施に取り組み、すべての教員が特別支援教育の研修を受講できる体制を整備しました。また、作成した10領域85項目1065問について研修の事前・事後課題として設定することで、研修内容の理解を促進し、教員の専門性の向上を図りました。
- ◆大学教員等で構成された発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームと連携し、客観的評価による授業改善を取り入れた「学校コンサルテーション徳島スタイル」を実施し、指導と評価をセットにした事例研究に取り組み、その成果をホームページに公開しました。

(発達障がい「つながる・ひろがる・はばたく」充実事業)

## ○発達障がいの理解促進

- ◆「発達障がい教育講演会」を県民向けに開催し、発達障がいへの理解促進を図るとともに、本人や保護者、支援者を対象とした「ほっとアドバイス」として専門家による相談会を実施し、発達障がいの早期発見や早期対応、支援に係る

情報の提供等に取り組みました。

(特別支援教育パワーアップ事業)

(発達障がい「つながる・ひろがる・はばたく」充実事業)

## 今後の課題

### ○専門性の向上と支援体制の充実

- ◆各学校等において、引き続き、発達障がいを含めた特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対する支援体制の充実を図るため、全ての教職員の専門性の向上に努める必要があります。
- ◆多様性を認め合う「ダイバーシティ社会」の実現に向け、学校が地域と連携し、近隣住民等との協働の中で、より幅広い年齢の多様な障がいのある児童生徒が活躍できる「新たな教育内容」を創造する必要があります。

(発達障がい「つながる・ひろがる・はばたく」充実事業)

(特別支援教育「地域まるごと専門性向上」事業)

(新時代「特別支援学校 SDGs」創出事業)

### ③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ

## 前プランでの成果

### ○企業等での理解促進と他機関との連携

- ◆障がい者雇用実績のある企業からノウハウを学ぶ企業見学会や特別支援学校の実態を知る学校見学会を実施することにより、障がい者の働く力を最大限に引き出すための職場環境づくりや支援方法等について理解促進・啓発を図りました。
- ◆小・中学部は早期段階から福祉施設や事業所と連携し、野菜の栽培や収穫、商品化等の取組みを通じてキャリア教育の充実を図りました。また、高等部は従来から協力をいただいている事業所及び関係団体3カ所と協定を締結しており、就業体験の機会の拡充を促進しました。

(社会で活躍サポート事業)

### ○家族支援の充実

- ◆家族を対象とした教室を実施することにより、発達障がいや発達凸凹への対応に追われ疲弊している家族に対して、発達障がいの特性や対応方法についての正確な知識・情報を提供し、問題に対処する技能の向上と家族自身の心の負担軽減を図りました。

---

## 今後の課題

### ○地域と一体化したキャリア教育の推進

- ◆農福連携による人材育成，近隣住民や企業等と協働した活動を推進するなど，地域や企業，福祉施設等との更なる連携強化をより一層推進していく必要があります。

(社会で活躍サポート事業)

(新時代「特別支援学校 SDGs」創出事業)

---

### 3 成人期における支援の充実

---

#### ①高等教育機関における支援

##### 前プランでの成果

##### ○相談の場の確保とネットワークづくり

- ◆高等教育機関からの依頼により、機関コンサルテーションやケース会議の参加、研修会の講師派遣、また、校内への移動相談を実施しました。

(支援者支援の強化学業(他機関会議への出席))

- ◆大人になってから発達障がい気づく人も多いため、平成28年度に作成した「大人の発達障がいハンドブック」を引き続き配布しています。
- ◆障がいのある学生への合理的配慮による支援が義務化されており、学生の居場所作りや修学支援等の相談窓口が整備されています。こうした背景を受け、発達障がいのある学生に相談支援についてアンケート調査を行うとともに、「発達障がい学生支援に関わる情報交換会」を開催し、各関係機関が持つ課題を共有したうえで、高等教育機関同士の横のつながりを構築しました。

##### ○他機関との連携・引継ぎ

- ◆発達障害者雇用支援連絡協議会において、高等教育機関との連携をテーマに、関係部局と協議を行いました。特に、自己理解が不十分な場合や障がいの認識がない学生に対する支援について検討しました。
- ◆在学中より、本人のニーズにあわせて就労支援に関する情報提供などを行い、切れ目のない支援に努めました。

##### 今後の課題

##### ○連携の推進

- ◆発達障がいのある学生の進学や就労支援について、どこに相談すればよいか分からないという声も聞かれます。医療、福祉、教育、就労との連携をさらに充実させ、どの機関を利用しても必要な支援に結びつくよう、引き続きネットワークの強化に努める必要があります。

##### ○特性理解と就労支援の充実

- ◆高等教育機関における合理的配慮は、当事者による申請が前提であるためまだ件数は少なく、また主に学業に関する内容が中心となっており、生活や進路上の問題については学内の支援だけでは対応が困難な場合があります。支援が必

---

要と思われる学生には十分に適用されていない現状があり、合理的配慮に関するガイドライン等の作成や、相談できる外部の支援機関に関する周知を徹底していく必要があります。

- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大によるオンライン講義の増加や、経済状況の悪化等社会的要因も、発達障がいのある学生の生活に影響を与えています。特に一人暮らしをしている学生のひきこもりやメンタルヘルス上の問題について、速やかな支援が受けられる仕組みが必要です。
- ◆発達障がいのある学生が卒業後シームレスに就労支援を受けるためには、在学中から相談できる外部の支援機関につながっていることが求められています。今後も必要なタイミングで支援を受けられるよう、各高等教育機関と外部の支援機関との連携の強化が必要です。

## ②就労と定着に向けた支援

### 前プランでの成果

#### ○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化

- ◆臨場感のあるジョブトレーニングを通して職場や社会を知り、働く実感をつかむことを目指し、県の組織や企業の協力を得て、実際の職場での就業体験を実施しました。また、受け入れ先の企業に対しても、発達障がいの理解促進に取り組みました。

(発達障がい者就労移行サポート事業)

- ◆障がい受容が不十分な人や障がい非開示で就労を目指す人に対しては、地域若者サポートステーションやハローワークの就職支援ナビゲーターに繋げる等、支援体制が整ってきています。
- ◆障がい受容が不十分な場合にも、就労サポートブック等を活用し、支援を活用するメリットを丁寧に説明したうえで、適切な支援に繋がるように取り組みました。
- ◆F A等各種活動を通じて、社会的スキルの獲得や就労へのイメージを掴み、就労へ挑戦する動機付けを高める支援を行いました。

(発達障がい者就労移行サポート事業)

- ◆自立・就労を見据え、当事者のライフステージに応じた自己理解や、就労した時に求められるスキルや生活づくり等を学ぶことができるよう、講座を実施しました。また、当事者の職業選択や就労を支える家族の、就労に対する理解を深めるため、保護者向け講座も実施しました。

(自立就労応援講座)

## ○職場定着支援の充実

- ◆就労は採用されることがゴールではありません。安定して働き続けるためには客観的な評価や振り返りが大切であるため、来所による個別面接やグループ活動を実施し、就労場面での課題解決に取り組みました。
- ◆支援機関との連携が図られた結果、それぞれの機関の役割が明確になりました。自己理解や障がい受容から、生活面を含めた基本的な就労相談は発達障がい者総合支援センター、就労準備に特化した訓練は障害者職業センターや地域若者サポートステーション、就労継続の支援については障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターのジョブコーチ等が中心となり、連携した支援が行われました。
- ◆一般就労中の本人の相談だけでなく、職場(上司や同僚)からの相談や、休職期間から復職に向けての相談も増えてきています。本人・家族・職場・関係機関と連携し、ケース会議や機関コンサルテーション、研修会等を実施し、職場定着や復職に向けた支援にも取り組みました。

## ○企業の理解促進

- ◆障がい者が職場に適応できるよう、障がい者自身に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対し、必要な助言を行うジョブコーチ支援の充実が図られています。適切な支援方法を伝えることにより、職場における支援体制の整備を促進しています。

(障害者職業センター)

- ◆平成30年4月より障がい者雇用義務の対象に精神障がい者(発達障がい者含む)が加わり、今後ますます精神・発達障がい者の雇用促進が期待されます。労働局では「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を実施し、障がいのある者が安定して働き続けるために、職場の上司や同僚が障がい特性や配慮事項について学べる機会を設けました。

(労働局)

- ◆障がい者雇用はもとより一般就労をしている従業員の相談についても、必要な支援につながるよう情報提供を行っています。また、障がい者雇用を検討している企業に対し、雇用における課題の整理・業務の切り出し・職員研修等の支援や、ワークショップを実施しました。

(障害者職業センター)

- ◆雇用分野における合理的配慮の義務化により、事業所での具体的な支援について研修やコンサルテーションを実施しました。

## 今後の課題

### ○就労支援と職場定着

- ◆成人期になり、就職活動時や就労場面での困難さから初めて特性に気づく人も多く、その時には自尊心の低さや、場合によっては二次障がい課題になることがあります。自己肯定感や就労意欲を高めるためには、早期から家族や支援者の丁寧な関わりが求められます。
- ◆安定した就労のためには自己理解を深めることが重要ですが、発達障がいの特性のひとつとして、客観的な自己評価の難しさもあります。また、未経験のことを想像するのが苦手な人も多く、適切な就労イメージを持ちにくいこともあります。作業体験や職場体験の機会を提供し、適職を見つけるための支援の強化が求められます。
- ◆どのような職種や働き方が適当かは、個々に異なります。それぞれのメリット・デメリットや支援機関の情報等、就労に関するさまざまな情報発信に取り組む必要があります。また、就労サポートブックの活用について、今後も働きかけを行っていく必要があります。
- ◆就労場面の困難さだけでなく、生活面の課題が職場に影響することも多く見られます。それぞれの機関が個別に対応するだけでなく、より適切な支援を行える機関に繋ぐなど、関係機関の連携強化を図る必要があります。
- ◆診断や障害者手帳がなくても支援は受けられますが、職場の理解が得られない場合や、本人や企業が支援を希望しない場合には、十分な配慮が得られにくいという問題があります。
- ◆実際の就労支援においては、ひとりの当事者に様々な関係機関がかかわっています。仕事だけでなく生活面へのサポートを必要とされている方もいます。このため、より身近な地域の一次的支援機関を軸とした、ネットワークによる支援が大切です。

### ③社会参加に向けた支援

#### 前プランでの成果

#### ○発達障がい者、家族への支援の充実

- ◆発達障がい者の居場所づくりや、家族の交流の場として、グループ活動を実施しました。支援する側（支援者）と支援される側（相談者）という関係を超え、仲間同士でお互いをお互いを支えることで、問題解決にも繋がっています。

(グループ支援（ピアグループ、家族サポート）)

- ◆発達障がいを背景とした、二次障がいへの対応が求められています。特に精神



---

障がい併発している場合、医療機関や保健所等との連携が必要不可欠です。適切な支援を提供できるように、医療と福祉の連携強化を図っています。

(医療との連携)

- ◆発達障がい特性に関する啓発が進んだことで、家族や本人の気づきがすすみ、また発達障がいの診断・治療だけでなく、手帳や年金等への相談に応じている医療機関が増えています。また、発達障がいのための医療機関リストを公表することで、速やかな受診に繋がっています。
- ◆高齢者の就労相談から、発達障がいの可能性を指摘され相談に繋がるケースも増加しています。生活困窮などライフラインの課題も同時に起こることもあり、多様な関係機関と連携しながら対応を行っています。
- ◆本人を支える家族のサポートに力を入れ、家族へのグループ支援では自立に関する情報提供や講演会を実施しました。

(グループ支援 (家族サポート))

### ○ひきこもりへの対応

- ◆ひきこもり状態から社会参加できる場として、就労準備のためのグループ活動や当事者グループ活動を実施しました。安心・安全な場面で成功体験を重ねることにより自信や意欲を高め、生活の安定やその後の就労にも意識を向けられるように支援しました。
- ◆ひきこもりの現状や相談窓口等について、リーフレットを作成・配布するとともに、パネル展の開催等、情報提供及び啓発に努めました。
- ◆地域に潜在するひきこもりの人を早期発見し、適切な機関に繋いで、きめ細やかな支援を行う「ひきこもりサポーター」を養成するため、ひきこもりサポーター養成研修を開催しました。
- ◆関係機関と連携して継続的な個別相談、家族相談を行うとともに、関係機関の連携を強化するため、「ひきこもり対策連絡会議」を開催し、地域での連携のあり方を協議しました。

(精神保健福祉センター)

## 今後の課題

### ○他機関との連携

- ◆安定して就労(継続)するには、就労面の支援にとどまらず、生活面や家族に対する支援も欠かせません。また、医療機関との連携も必要になってきます。本人や家族を支える支援者が連携し、課題をタイムリーに把握し、的確な支援を行うことが必要です。

- 
- ◆本人に発達特性の自覚がなく、うつや不安症状、特定の身体症状等で医療機関を受診した結果、発達障がい疑われるケースも多く見受けられます。医療従事者に発達障がいの理解促進を図るとともに、医療と福祉の連携を密にしておくことも重要です。

(かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業)

- ◆「8050問題」や「親なき後の支援」についての相談が増加しています。地域において、親の生活困窮や高齢化により、地域の支援が必要な状況になって初めて、ひきこもりや発達障がいを背景とした生きづらさを抱えている子の存在が明らかになることがあります。
- ◆成人期の発達障がいについては、二次障がいとして精神疾患やひきこもりといった社会活動への消極性といった特性を有していることが多く見られます。一貫した支援を行うためには、医療、教育、福祉、就労等、様々な支援機関が緊密に連携し、支援を行うことが重要です。

## 【資料4】

### 徳島県発達障がい者総合支援プラン改定ワーキンググループ設置要綱（案）

#### （設置）

第1条 徳島県発達障がい者支援地域協議会設置要綱第7条に基づき、徳島県発達障がい者支援地域協議会に徳島県発達障がい者総合支援プラン改定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

#### （目的）

第2条 ワーキンググループは、徳島県発達障がい者総合支援プランを改定するため、次の事項について検討を行う。

- （1）地域における支援環境の充実について
- （2）乳幼児期から就学期における支援の充実について
- （3）成人期における支援の充実について

#### （組織）

第3条 ワーキンググループは、会長が指名する別表1に掲げる構成員により構成する。

#### （庶務）

第4条 ワーキンググループの庶務は、徳島県発達障がい者総合支援センターで行う。

#### （雑則）

第5条 この要綱に定めるものの他、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和4年7月8日から施行する。
- 2 この要綱は、プランの改定が完了したときに効力を失う。

別表 1

## 地域における支援環境

所 属	役 職	氏 名
徳島市健康長寿課	課長補佐	西岡 恵子
徳島県自閉症協会	事務局	山岡 由美
障がい福祉課在宅サービス指導担当	主任主事	櫻間 季希
長寿いきがい課生涯健康担当	主査兼係長	佐川 節
徳島県社会福祉協議会	とくしま・くらしサポートセンター長	福井 三希子
発達障がい者総合支援センター	主席	藤井 加代子
発達障がい者総合支援センター	課長補佐	岸野 美紀
発達障がい者総合支援センター	主任	阿部 綾子

## 乳幼児期～就学期

所 属	役 職	氏 名
児童発達支援センターねむのき	係長	齋藤 由美子
美波町健康増進課	主任保健師	岡本 理恵
総合教育センター特別支援・相談課	指導主事	吉本 貴明
次世代育成・青少年課保育支援担当	課長補佐	大端 香代
中央こども女性相談センター判定治療担当	主任	大森 奈津子
特別支援教育課新時代・ダイバーシティ推進担当	指導主事	岡田 祐介
みなと高等学園	教頭	西 直子
発達障がい者総合支援センター	係長	東野 紀美
発達障がい者総合支援センター	主事	永井 萌花

## 成人期

所 属	役 職	氏 名
おりなす(愛育会地域生活総合支援センター・なごみ)	就業支援ワーカー	島田 洋輔
とくしま地域若者サポートステーション	部長	北野 美加
徳島障害者職業センター	主任障害者職業カウンセラー	高橋 真也
徳島県経営者協会	企業相談コーディネーター	藤川 雅弘
徳島労働局職業安定部職業対策課	地方障害者雇用担当官	大下 貴志
四国大学学修支援センター	合理的配慮コーディネーター	横嶋 敬行
精神保健福祉センター相談・地域支援担当	主任	早渕 美和子
発達障がい者総合支援センター	主査兼係長	荒木 圭祐
発達障がい者総合支援センター	係長	吉里 肇
発達障がい者総合支援センター	主任	赤澤 果央

令和3年度発達障がい者（児）支援に関する  
実態調査結果報告書

令和4年3月

徳島県発達障がい者支援地域協議会  
徳島県発達障がい者総合支援センター



## 目 次

I	調査の目的	1
II	調査の内容	1
III	調査結果の概要	2
1	市町村	2
2	支援機関	6
IV	調査結果	9
1	市町村	9
(1)	発達障がい者（児）支援に関する「取りまとめ窓口」について	9
(2)	発達障がいに関する相談について	9
(3)	発達障がい者（児）支援のための連携状況について	13
(4)	「個別の（教育）支援計画」等の様式の作成について	14
(5)	乳幼児健診の実施状況等について	16
(6)	市町村の支援体制について	18
(7)	防災について	20
(8)	発達障がい者（児）地域支援計画について	21
(9)	その他	21
2	支援機関	22
(1)	発達障がい者（児）への相談支援の状況について	22
(2)	発達障がい者（児）の地域支援について	25
(3)	発達障がい者（児）の地域支援体制整備について	27
(4)	その他	29
<参考>		
1	令和3年度発達障がい者（児）支援に関する実態調査票【市町村用】	30
2	令和3年度発達障がい者（児）支援に関する実態調査票【支援機関用】	39





## I 調査の目的

徳島県においては、発達障害者支援法や「徳島県発達障がい者総合支援プラン」（以下「プラン」という。）に基づき、発達障がい者（児）に対する乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた支援を行ってきたところであるが、令和4年度はプラン（2期）計画期間の最終年度となることから、地域の支援状況について現状を把握し、プランの改定に反映させるため、実態調査を行うこととする。

## II 調査の内容

### 1 調査対象

市町村 24市町村

支援機関 110機関

〔児童発達支援センター、指定相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、社会福祉協議会〕

### 2 調査期間

令和3年11月から令和4年1月まで

### 3 調査方法

「発達障がい者（児）支援に関する実態調査票」による調査

### 4 調査内容

市町村等における支援体制の整備状況に関する実態調査

#### 【市町村質問項目】

- ①発達障がい者（児）支援に関する「取りまとめ窓口」について
- ②発達障がいに関する相談について
- ③発達障がい者（児）支援のための連携状況について
- ④「個別の（教育）支援計画」等の様式の作成について
- ⑤乳幼児健診の実施状況等について
- ⑥市町村の支援体制について
- ⑦防災について
- ⑧発達障がい者（児）地域支援計画について
- ⑨その他

#### 【支援機関質問項目】

- ①発達障がい者（児）への相談支援の状況について
- ②発達障がい者（児）の地域支援について
- ③発達障がい者（児）の地域支援体制整備について
- ④その他

### 5 回答率

市町村 100% 回答 24市町村

支援機関 91% 回答 100/110機関

### Ⅲ 調査結果の概要

#### 1 市町村

##### (1) 発達障がい者（児）支援に関する「取りまとめ窓口」について

○「総合的な取りまとめ担当を定めている」と回答があったのは前回調査（※）では3市町村であったが、今回の調査では2市町村（8.3%）であった。2市町村とも「市町村に係る発達障がい関係部局及び関係機関の把握」、「関係機関との情報共有、会議への参加要請等が行える体制ができている」とのことであった。

※平成26年度発達障がい者（児）支援に関する実態調査

○「総合的な取りまとめ担当を定めていない」と回答があったのは22市町村（91.7%）で、22市町村全てにおいて「各担当課において個々に対応」を行っているとのことであった。

##### (2) 発達障がいに関する相談について

###### ①当事者が乳幼児期（0歳～6歳）

○「発達障がいに関する相談がある」と回答があったのは21市町村（87.5%）で、その対応部局は、保健部局、福祉部局、教育委員会であった。

相談件数は、過去3年間のうち令和2年度が延べ2,476件、実794件（うち委託延べ583件、実76件）と最も多く、平成30年度と比べ28.9%増加している。

○相談方法は、「来所」が延べ1,359件、実353件と最も多く、次に「電話」が延べ784件、実391件であった。

相談内容は、「療育」が18市町村と最も多く、次に「情報提供」と「家庭生活」が12市町村であった。

相談者は、「保護者・家族」からが21市町村と最も多く、次に「保育所・園」からが16市町村であった。

###### ②当事者が児童・生徒（7歳～18歳）

○「発達障がいに関する相談がある」と回答があったのは18市町村（75.0%）で、その対応部局は、主に福祉部局と教育委員会であった。

相談件数は、過去3年間のうち令和2年度が延べ897件、実284件（うち委託延べ486件、実79件）と最も多く、平成30年度と比べ48.8%増加している。

○相談方法は、「電話」が延べ403件、実133件と最も多く、次に「来所」が延べ311件、実111件であった。

相談内容は、「家庭生活」が12市町村と最も多く、次に「療育」が10市町村であった。

相談者は、「保護者・家族」からが16市町村と最も多く、次に「小学校」からが11市町村であった。

###### ③当事者が19歳以上

○「発達障がいに関する相談がある」と回答があったのは15市町村（62.5%）で、その対応部局は、主に福祉部局であった。

相談件数は、過去3年間のうち令和2年度が延べ502件、実221件（うち委託延べ357件、実199件）と最も多く、平成30年度と比べ45.5%増加している。

○相談方法は、「電話」が延べ208件、実68件と最も多く、次に「その他」が延べ161件、実68件であった。

相談内容は、「就労支援」が12市町村と最も多く、次に「家庭生活」と「健康医療」が8市町村であった。

相談者は、「本人」からが14市町村と最も多く、次に「保護者・家族」からが13市町村であった。

④当事者の親に課題や支援の必要を感じたケースについて

○「必要を感じたケースがある」と回答があったのは21市町村（87.5%）で、最も多い課題等は、「障がい受容」「親の発達障がい」「養育能力」で、それぞれ14市町村であった。

(3) 発達障がい者（児）支援のための連携状況について

○「発達障がい者（児）の個別支援会議を開催している」と回答があったのは10市町村（41.7%）であった。「開催していない」市町村の理由としては、「該当する事例がない」「必要に応じて既存の会議で対応」「相談支援事業所との連携で対応」等であった。「必要に応じて既存の会議で対応」「相談支援事業所との連携で対応」等であった。

○個別支援会議の連携先は、「相談支援事業所」がそれぞれ9市町村と最も多く、次に「福祉部局」「教育委員会」「特別支援学校」がそれぞれ8市町村であった。

○必要な連携機関、連携方法等について、「ライフステージの移行に対応できるよう、関係機関の情報共有が行える体制づくり」「支援機関との情報交換など連携の継続」との回答が得られた。

(4) 「個別の（教育）支援計画」等の様式の作成について

○「個別の（教育）支援計画等を作成している」と回答があったのは前回調査では11市町村であったが、今回の調査では14市町村（58.3%）であった。

「今後作成する予定または検討中」が前回調査では2市町村であったが、今回の調査では該当する市町村はなく、「作成する予定なし」が前回調査では11市町村であったが、今回の調査では10市町村（41.7%）であった。

○作成年度は主に「平成20年度～令和元年度」で、主な担当課は、「教育委員会」「教育研究所」「福祉部局」であった。

○配布先は、「幼稚園」「保育所」「小中高等学校」「希望する保護者」「新生児の保護者」など市町村によって様々である。

○記載内容は、「発達歴」が14市町村、次いで「支援ニーズ」「支援方法」「日常の様子」がそれぞれ13市町村、「支援目標・内容」が11市町村であった。

○「個別の支援（教育）計画等の活用に関する評価・見直しを行っている」と回答があったのは前回調査では8市町村であったが、今回の調査では11市町村で、そのうち様式の評価及び見直しを行っているのは前回調査では6市町村であったが、今回の調査では7市町村であった。

「個別の教育（支援）計画等の活用状況や成果・課題として、「保護者が学校や関係機関との連携に活用」「進級時、校種間の引継ぎに利用」「保護者と課題・目標が共有できている」「活用を広げる工夫が課題」との回答が得られた。

(5) 乳幼児健診の実施状況等について

○乳幼児健診において、全市町村が発達障がいを視野に入れたスクリーニング方法を実施しているとの回答が得られた。

スクリーニング方法は、「母子保健マニュアルに基づく問診」「発達検査・知能検査」「行動観察」との回答が多く、4市町村は「定期的にスクリーニングの評価・見直しを行っている」との回答であった。

○就学前（4歳～6歳）幼児の発達面のスクリーニングについては、「幼稚園・保育所との連携」が16市町村、「幼稚園・保育所での就学前スクリーニング検査」が11市町村であった。

なお、健診後フォローの対象となった幼児に対し、全市町村が支援を実施していた。その内容は「専門家による個別相談」が21市町村、「電話相談」が19市町村、「家庭訪問」が17市町村、「フォロー教室」を14市町村、「保育所等の巡回相談」を13市町村で実施していた。

フォロー教室は、「集団療育」「発達相談」等を実施し、その回数は「年2回から72回」であった。

○健診後の他相談機関への紹介先は、「児童発達支援センター等」「発達障がい者総合支援センター」「医療機関」等へつないでいるとの回答が得られた。

また、他療育機関への紹介先として「児童発達支援センター」「徳島赤十字ひのみね総合療育センター」等を挙げていた。

○健診後のフォローの課題として、最も多かったのが「要フォロー児の増加」で19市町村、次いで、「相談・療育・診断等の支援機関の不足」が18市町村との回答が得られた。

#### (6) 市町村の支援体制について

○専門職員を配置していると回答があったのは、17市町村(70.8%)であった。保健師は非常勤を含む常勤としての配置が多く、言語聴覚士や心理士は雇い上げ等を含む委託による配置が多かった。

○発達障がい者(児)及び家族への支援を実施していると回答があったのは、13市町村(54.2%)であった。実施内容で最も多かったのは、「保育所・園への巡回訪問支援」で8市町村であった。

○啓発用パンフレット・冊子等を作成している又は今後作成予定と回答があったのは、2市町村(8.3%)であった。また、発達障がい者総合支援センターで作成している刊行物等を利用したことがあると回答したのは、16市町村(66.7%)であった。

○支援をする上での課題について、「指導・助言等の支援を適切に行うことができる職員の育成」「療育機関や専門の医師・医療機関の不足」「人と違う＝発達障がいという安易な振り分けがなされないよう教育機関での専門的知識を持った対応」などの回答が得られた。

#### (7) 防災について

○防災計画に発達障がい者への配慮が規定されていると回答があったのは、5市町村(20.8%)であった。発達障がい者を要配慮者や要支援者として、災害時の対策が定められている。

○発達障がい者(児)やその家族、支援者等に対して災害時対応の研修会等を実施していると回答があったのは、3市町村(12.5%)であった。実施していない市町村のうち「必要性を感じているが、ノウハウや人的余裕が無い」と回答したのは、18市町村(75.0%)であった。

#### (8) 発達障がい者(児)地域支援計画について

○「障がい者計画に発達障がい者(児)支援を明記している」と回答があったのは、前回調査では8市町村であったが、今回の調査では16市町村(66.7%)となっている。「明記していない」は16市町村であったが今回は7市町村(29.2%)となっている。

#### (9) その他

○前回の調査時と比較して、取り組みが進んだこととして「各機関の連携が強化された」「訓練機関や療育機関の増加、相談支援の充実」等の回答が得られた。また課題として、「専門的知識を有する人材の確保が難しい」「家庭環境に問題がある場合の継続的な支援体制の整備」等の回答が得られた。

#### (10) まとめ

○市町村における相談件数は、平成25年度の3,729件から令和2年度は3,875件と3.9%増加し、相談窓口として身近な市町村が地域住民に利用されていることが伺える。

相談当事者の年齢は、6歳までの相談件数が最も多く、全相談件数の63.9%を占め、相談内容は「療育に係る相談」や「情報提供」「家庭生活」が多かった。また全体に占める委託は1,426件(36.8%)であった。また、21市町村が当事者の親に課題や支援の必要を感じていた。



○乳幼児健診において、全市町村が発達障がいを視野に入れたスクリーニング方法を実施し、発達障がいもしくはその疑いのある乳幼児へのフォローが全市町村で実施されていた。また就学前（4歳～6歳）の幼児の発達面のスクリーニング方法については、市町村により対応が異なった。

なお、健診後の課題としてあげられていたのが「要フォロー児の増加」「職員のマンパワー不足」「保護者の障がい受容が困難」等であった。

○市町村の支援体制について、専門職員が配置されている市町村もあるが発達障がいのことを専門的に行っている職員は少ない。専門的な知識を身につけた専従職員の配置が望まれる。

また、発達障がい者（児）及び家族支援として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムに市町村が取り組むことが出来るような支援体制の構築が必要である。

○災害時に発達障がい者（児）及び家族が安心して避難生活を送ることが出来るよう地域のサポート体制の強化が必要である。

○今回の調査では、特に南部圏域から、支援を受けることができる医療・支援機関が遠方にあり、身近な場所で支援を受けることができないとの回答があった。また南部圏域、西部圏域ともに、専門的知識を有する者の人材確保が難しいとの回答があり1つの市町村だけでは対応できないとの回答があった。

○今後、県においてはこの実態調査の結果を踏まえて、市町村をはじめとする関係機関と連携し、地域の人材育成や、普及啓発の拡充を図るなど、本県の発達障がい者（児）支援体制の更なる充実に向けて、総合的な支援施策を推進する必要がある。

※今後、実態調査を行う際には以下の課題を踏まえて設問に工夫をする必要がある。

・発達障がいに関する相談件数については、障がいに関する相談は把握しているものの発達障がいに特化してカウントしていない市町村や、延べ件数は把握しているが実件数は把握していない市町村、委託先が件数をカウントしていない市町村などがあり、単純に比較はできないので、今後、調査の仕方を検討する必要がある。

・教育委員会で作成する個別の教育支援計画と、福祉部局で作成する個別の支援計画の連携が図られているか、また就学支援シートなどの活用状況について尋ねると各機関の連携がさらに明らかになったと思われる。

・「発達障がい者（児）支援に関する部署の専門職員の配置状況」については、発達障がい者（児）支援専任の者と、専任ではないが発達障がい者（児）支援に関わっている専門性を持った職員に分けて尋ねた方が、専門職員の配置状況がより明らかになったと思われる。

## 2 支援機関

### (1) 発達障がい者（児）への相談支援の状況について

○令和2年度の発達障がいもしくはその疑いがある方について、「支援実績がある」と回答があったのは、82機関（82.0%）で、18機関（18.0%）で支援実績がないとの回答が得られた。支援を受けた人は「診断がある人」が3,473件（65.3%）、「未診断の人」が1,847件（34.7%）であった。

「診断がある人」について支援機関別でみると、児童支援機関が289件（8.3%）、相談支援機関が2,260件（65.1%）、就労支援機関が924件（26.6%）であった。

また、「未診断の人」についての支援機関別では、児童支援機関が405件（21.9%）、相談支援機関が1,286件（69.6%）、就労支援機関が156件（8.4%）であった。

相談内容は、「療育」「情報提供」「就労支援」が多かった。

○「発達障がいに関する相談の窓口を決めている」と回答があったのは前回調査では26機関であったが、今回の調査では41機関（41.0%）であった。今後決める予定は9機関（9.0%）、「相談の窓口を決めていない」が50機関（50.0%）であった。

「相談の窓口を決めていない」機関を支援機関別でみると、児童支援機関が0機関、相談支援機関が45機関、就労支援機関が5機関であった。「相談の窓口を決めていない理由」としては、「専門的な人がいないため」「障がい種別によって支援者を分けていない」「提供するサービスに応じた窓口で対応している」等を挙げていた。

○「発達障がい支援のための情報共有及びケース検討を実施している」と回答があったのは前回調査では27機関であったが、今回の調査では49機関（49.0%）であった。

これを機関別でみると、児童支援機関が13機関、相談支援機関が30機関、就労支援機関が6機関となっている。

その実施回数は、必要時に随時開催している機関から、ほぼ毎日年間240回開催している機関もあった。

○「ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを実施している」と回答があったのは8機関（8.0%）で、「現在は実施していないが予定はある」と回答したのが12機関（12.0%）、「実施する予定はない」と回答したのが76機関（76.0%）であった。

今、実施していない支援機関のうち「ペアレントトレーニング」に関心があったのは51機関（51.0%）、「ペアレントプログラム」に関心があったのは46機関（46.0%）であった。

○「発達障がい者（児）やその家族に対して、支援のために取り組んでいる事業やサービスがある」と回答があったのは49機関（49.0%）であった。

これを機関別でみると、児童支援機関が10機関、相談支援機関が30機関、就労支援機関が9機関であった。その内容は、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「生活・就労支援」「職業相談・紹介」「日常生活自立支援事業」等を挙げていた。

○発達障がい者（児）や家族等からの相談支援における課題について支援機関別にみると、児童支援機関では「家族の困り感に対して事業所での支援が家庭へフィードバックしづらい」「保育所や幼稚園、小学校との連携」等の回答が得られた。

相談支援機関では「小学校との連携」「家族に対するサポートやアドバイス」「専門職員の不足」等を挙げ、就労支援機関では「受け入れ先企業で発達障がい者への理解に開きがあること」「一般の学校を卒業後、発達障がいの診断を受けた場合の本人及び家族の障がい受容」「強度行動障がいのある方の受け入れ先」等の回答が得られた。

## (2) 発達障がい者（児）の地域支援について

○対応困難な事例が生じた場合に主に連携する機関として、「市町村（福祉部局）」が66機関と最も多く次に「医療機関」が53機関、「発達障がい者総合支援センター」が43機関であった。

○機関別にみると、児童支援機関では「保育所・園」が12機関、医療機関が10機関、「市町村（福祉部局）」「小学校」がそれぞれ8機関であった。

相談支援機関では、「市町村（福祉部局）」が56機関、「医療機関」が36機関、「療育機関」が35機関であった。

就労支援機関では、「障害者職業センター」が9機関、「医療機関」「発達障がい者総合支援センター」「障害者就業・生活支援センター」がそれぞれ7機関であった。

○地域における必要な連携体制について、児童支援機関では「地域全体で支援者を育てる体制づくり」「福祉・医療・教育・保育機関の連携体制の強化」「『保育所等訪問支援』制度の周知と連携」等を挙げていた。

相談支援機関では、「保育所・幼稚園・小中学校との連携」「医療機関との連携」「ハナミズキのような機関の市町村毎の整備」等を挙げ、就労支援機関では、「教育と就労を結びつけ学校教育から一貫した支援体制づくり」「障がい者を受け入れ可能な地域の事業所との連携」「専門機関との連携による継続した支援」等を挙げていた。

## (3) 発達障がい者（児）の地域支援体制整備について

○これまでに発達障がい者総合支援センターの事業を利用したことがあると回答があったのは76機関、事業を紹介したことがあると回答したのは63機関であった。

また各機関で、所属職員に対して発達障がいの理解や資質向上について取り組みがあると回答があったのは45機関で、機関別にみると児童支援機関で11機関、相談支援機関で27機関、就労支援機関で7機関であった。

○発達障がい者（児）支援を行う上での地域の課題としては、児童支援機関では「発達障がいに対する地域での理解の促進」「多方面から支援できる環境づくり」等の回答が得られた。

相談支援機関では、「行動障がいのある方の受入れ先」「専門的な支援の継続」「社会資源の少なさ・地域格差」「人材不足」、就労支援機関では、「支援のミスマッチ」「様々な支援に関わる情報の一元化」等の回答が得られた。

## (4) その他

○福祉施設と一般施設が隔たりなく子どもの育ちを支援できるような制度の流れと共通理解が必要である。

○臨床心理士の在宅訪問ができるようになってほしい。

○関係機関が今以上に情報共有し、協力して課題に取り組める環境が構築できれば良い。

## (5) まとめ

○今回、回答があった100機関は支援対象・目的も異なるが、支援実績を機関別で見ると児童支援機関では「未診断」の人の割合が高く、早期支援によって関係機関と連携がされていた。

相談支援機関及び就労支援機関では、「診断のある人」の割合が高く、障害者総合支援法による障がい福祉サービスにつながっていることが分かった。

共通の課題として挙げられていたのが「本人・家族の障がい受容」「連携及び支援体制の強化」「職員のスキルアップ」「発達障がいの理解の促進」等であった。

○前回調査時点と比較して「発達障がい」という言葉は浸透してきたが、各支援機関の多くが地域における発達障がいに対する正しい理解が進んでいないと感じている。保護者をはじめ地域住民、事業者へのより一層の普及啓発が望まれる。



○支援機関は、発達障がい者（児）支援を行う上で、支援者のスキルアップや発達障がいに関する専門的知識を持った人材の育成等の意見を挙げており、発達障がい者（児）の支援者を養成する機会を今後とも確保していく必要がある。

○ライフステージの移行に伴う情報の共有化や、福祉・教育・医療及び就労支援機関など多岐にわたる関係機関の連携強化、また本人だけでなく家族に支援が必要な場合の対応など総合的な支援体制の強化が求められている。



#### IV 調査結果

##### 1 市町村

###### 問1 発達障がい者(児)支援に関する「取りまとめ窓口」について

- (1) 発達障がい者(児)支援に関する総合的な取りまとめ担当を定めていますか。

「総合的な取りまとめ担当」とは、市町村において乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通して、一元的に発達障がいについて取りまとめを行っている担当のことです。

取りまとめ担当を定めている	2
取りまとめ担当を定めていない	22

###### ◆取りまとめ担当を定めている市町村

担当課	福祉部局(課)
人数(平均)	2人
職種	一般行政職・保健師

###### ◆取りまとめ担当を定めていない市町村

各課等において個々に対応	22
かつ明確に役割分担を決めている	4
事業者等へ委託により対応	2
今後定める予定	0
その他	1

- (2) 質問(1)において「取りまとめ担当を定めている」と答えた市町村にお伺いします。

- ①取りまとめ担当は、市町村に係る各発達障がい関係部局(課)及び機関を広く把握していますか。(例えば、連絡先、関係機関の活動内容の把握など)

把握している	2
把握していない	0

###### 【把握している機関】 ※複数回答

医療機関、療育機関、福祉部局、保健部局、保育所・園、教育委員会、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、労働局、相談支援事業所、発達障がい者総合支援センター、こども女性相談センター、精神保健福祉センター、保健所、障害者就業・生活支援センター、親の会

###### 【把握していない機関】

大学、障害者職業センター

- ②取りまとめ担当があることを、各関係部局(課)・機関及び保護者等に周知していますか。

周知している	0
周知していない	2

- ③取りまとめ担当は、各機関の役割分担や取り組み、関係機関との情報共有、会議への参加要請等が行える体制ができていますか。

体制ができています	2
体制ができていない	0

###### 問2 発達障がいに関する相談について

- (1) 市町村において、発達障がいに関する相談がありますか。  
(委託事業における相談も含みます)

- ①当事者が乳幼児期(0歳～6歳)

相談がある	21
相談がない	0
その他	3

◆相談対応部局(課)

保健センター, 福祉課, 教育委員会 など

◆その他について

- ・相談はあるが、全ての相談内容を記録していないので回答不可。
- ・相談はあるが、発達障がいの診断を受けているケースはない。
- ・市内6箇所の保育所を巡回し、就学前の支援を必要とする児童に継続した療育と保護者相談を行っている。(巡回ひまわり)
- ・就学前の支援を必要とする児童を対象に、少人数のグループ学習によりコミュニケーションスキルや行動調整能力の向上のための指導を行っている。(ひまわり教室)

◆相談がある場合

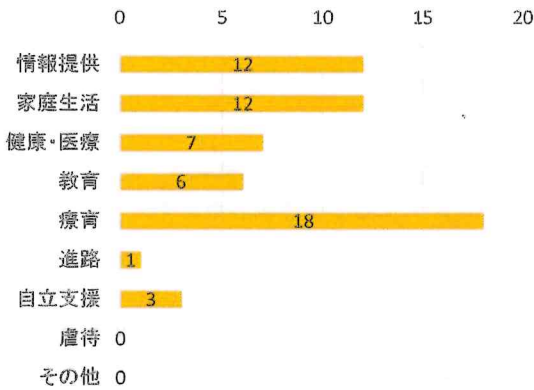
【相談件数】

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
平成30年度	1,921件	548件	281件	42件
令和元年度	2,263件	695件	515件	93件
令和2年度	2,476件	794件	583件	76件

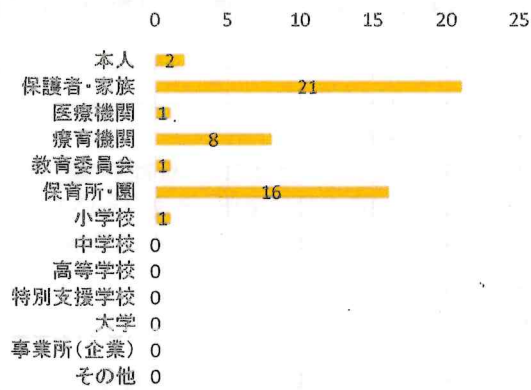
【相談方法(令和2年度)】 ※複数回答・未回答あり

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
来所	1,359件	353件	145件	19件
訪問	219件	120件	69件	29件
電話	784件	391件	256件	36件
その他	181件	77件	98件	31件

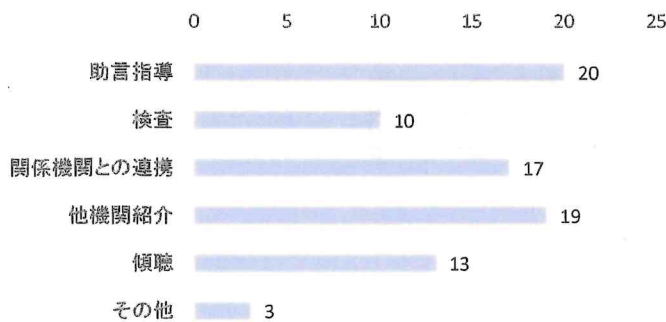
【相談内容(令和2年度)】 ※複数回答



【相談者(令和2年度)】 ※複数回答



【支援の内容】 ※複数回答



◆「支援の内容」のその他について

- ・相談事業の案内
- ・障がい児福祉サービスの利用のための支給決定
- ・発達相談、その他各種福祉サービスによる支援

②当事者が児童・生徒(7歳～18歳)

相談がある	18
相談がない	2
その他	4

◆相談対応部局(課)

福祉課, 教育委員会 など

◆その他について

- ・相談はあるが、全ての相談内容を記録していないので回答不可。
- ・相談はあるが、発達障がいの診断を受けているケースはない。
- ・18歳未満及び18歳以上の件数管理のため、数値の確認ができない
- ・発達障がいに特化した相談実績はない

◆相談がある場合

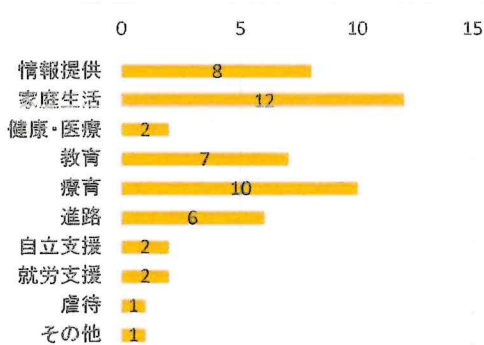
【相談件数】

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
平成30年度	延べ 603件	実 169件	延べ 339件	実 51件
令和元年度	延べ 785件	実 189件	延べ 489件	実 56件
令和2年度	延べ 897件	実 284件	延べ 486件	実 79件

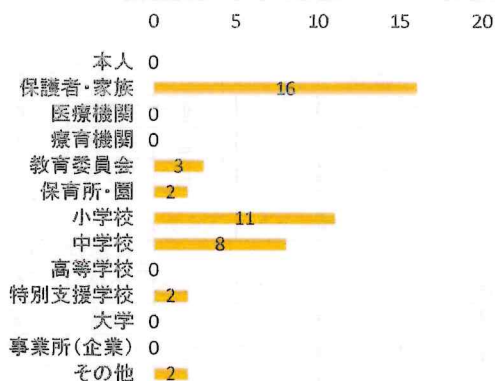
【相談方法(令和2年度)】 ※複数回答・未回答あり

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
来所	延べ 311件	実 111件	延べ 188件	実 29件
訪問	延べ 135件	実 101件	延べ 36件	実 63件
電話	延べ 403件	実 133件	延べ 212件	実 18件
その他	延べ 55件	実 5件	延べ 50件	実 3件

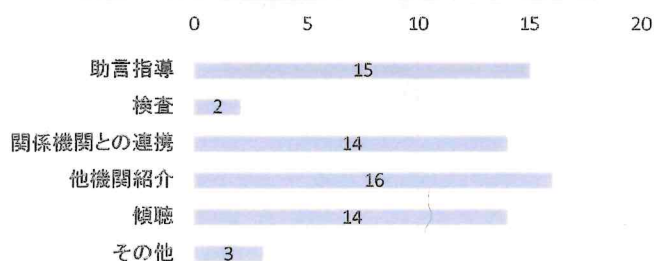
【相談内容(令和2年度)】 ※複数回答



【相談者(令和2年度)】 ※複数回答



【支援の内容】 ※複数回答





◆「支援の内容」のその他について

- ・障がい児福祉サービスの利用のための支給決定
- ・関係機関への情報共有を行い、連携し支援をしていく。
- ・ケース会議
- ・発達相談、その他各種福祉サービスによる支援

【就労に関する相談があった場合の支援の内容】

- ・本人及び家族の状況、希望等に応じて、ハローワーク等への相談や、就労系サービスの利用に繋げている。
- ・相談支援事業所を通じて福祉サービスの利用につなげる。
- ・関係機関への情報共有を行い、連携し支援をしていく。
- ・職業評価が必要なため、支援協力してくれる障がいの就労支援事業所等の機関への紹介と対応
- ・関係機関への情報提供を行い、必要であれば保護者と直接面談している。
- ・相談者の状況や希望を把握し、作業所や就労継続支援等の情報提供、またはハローワークでの障害者職業紹介へ繋げる
- ・発達障がい者総合支援センターやハローワークへ繋いでいる。
- ・本人・家族と面談の上、本人の状況に応じたサポート先を紹介し、支援を行う。
- ・ハローワークもしくは就労継続サービス等の情報提供
- ・広域実施している相談支援事業所を紹介する。

③当事者が19歳以上

相談がある	15
相談がない	7
その他	2

◆相談対応部局(課)

福祉課、保健センター など

◆その他について

- ・相談はあるが、正確な数字は把握していない。相談支援事業所に繋ぐなどの対応をしている。
- ・相談はあるが、全ての相談内容を記録していないので回答不可。

◆相談がある場合

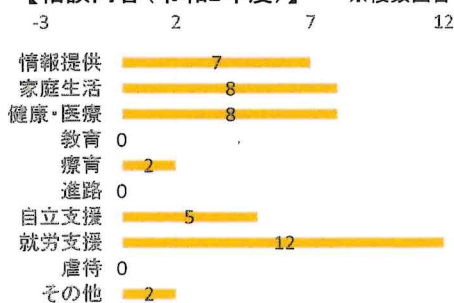
【相談件数】

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
平成30年度	延べ 345件	実 147件	延べ 247件	実 129件
令和元年度	延べ 442件	実 165件	延べ 346件	実 145件
令和2年度	延べ 502件	実 221件	延べ 357件	実 199件

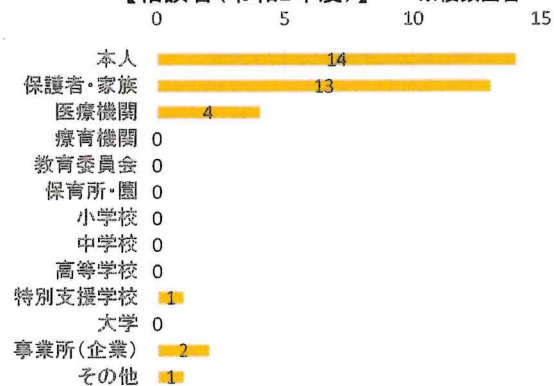
【相談方法(令和2年度)】 ※複数回答・未回答あり

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
来所	延べ 63件	実 23件	延べ 19件	実 10件
訪問	延べ 73件	実 89件	延べ 63件	実 86件
電話	延べ 208件	実 68件	延べ 119件	実 52件
その他	延べ 161件	実 68件	延べ 156件	実 66件

【相談内容(令和2年度)】 ※複数回答



【相談者(令和2年度)】 ※複数回答



【支援の内容】 ※複数回答



◆「支援の内容」のその他について

- ・各種福祉サービスによる支援

【就労に関する相談があった場合の支援の内容】

- ・本人及び家族の状況、希望等に応じて、ハローワーク等への相談や、就労系サービスの利用に繋げている。
- ・相談支援事業所を通じて福祉サービスの利用につなげる。
- ・障がい福祉サービスの情報提供や相談支援事業所の紹介、支給申請手続きの案内。
- ・障害者就業・生活支援センターにつないでいる。
- ・関係機関への情報共有を行い、連携し支援をしていく。
- ・相談支援事業所や就業・生活支援センター等につないでいる。
- ・ハローワークやサポステなどの就業機関、職業センターなどの職能評価など、就労に関する情報提供、必要に応じた同行支援等。
- ・生活困窮事業の相談、ハナミズキ(発達障がい者総合支援センター)への相談や手帳取得及び各種福祉サービスの紹介、関係機関との連携
- ・相談者の状況や希望を把握し、作業所や就労継続支援等の情報提供、またはハローワークでの障害者職業紹介へ繋げる
- ・本人、家族と面談の上、本人の状況に応じたサポート先を紹介し、支援を行う。
- ・就労継続支援事業所の紹介、ハローワークへの随行等

(2) 当事者の親に課題や支援の必要を感じたケースはありますか。

ある	21
ない	3

◆相談がある場合の課題等 ※複数回答



問3 発達障がい者(児)支援のための連携状況について

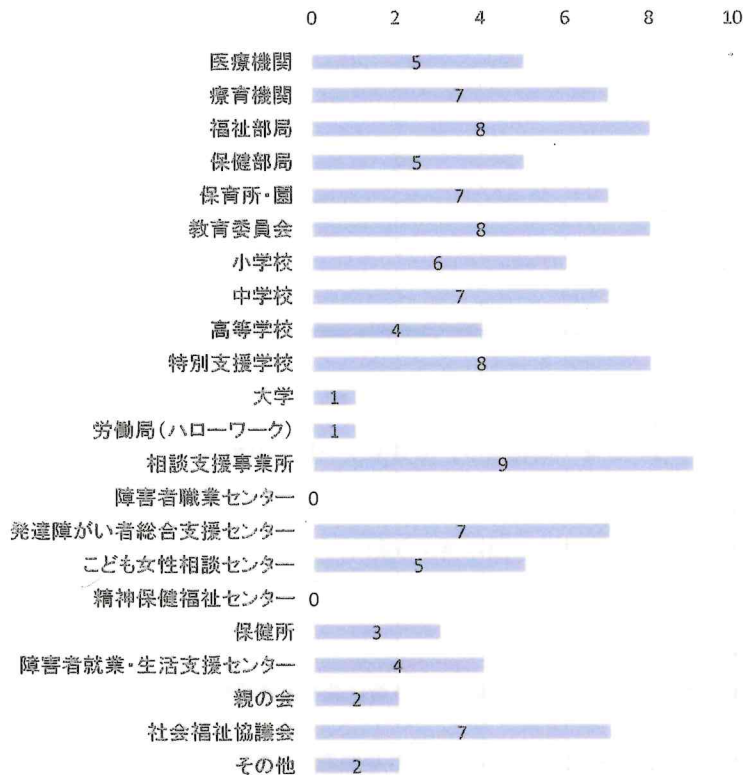
(1) 市町村において、発達障がい者(児)の個別支援会議を開催していますか。

開催している	10
開催していない	14

◆開催している場合

開催回数	年2回～12回または随時
------	--------------

(2) 上記(1)の個別支援会議では、主にどの機関と連携していますか。 ※複数回答



(3) 市町村において、今後、どのような連携(体制)が必要だと考えますか。必要な連携機関、連携方法等について、御記入ください。

- ・今の連携機関との強化を図っていく必要がある。
- ・ライフステージの移行に対応できるよう、福祉、教育、医療、介護等の分野で見落としなく情報共有が行える体制が求められる。教育分野においては、本人・保護者への情報共有や学校への指導・助言等の支援を適切に行うために、専門的な知識を持ち、関係機関との連絡調整や情報収集を行う職員を配置する等の体制整備が必要であるとする。
- ・福祉部局と教育委員会の連携。障がい児通所支援事業所と学校の情報共有及び連携強化。その他各機関の関係構築の場。
- ・対象者のライフステージに合わせた支援や相談を継続的に行うこと。
- ・他職種間で随時連携をとりながら、対象者(児)を支援し、変化がある場合は関係機関で迅速に情報共有し、その都度問題に対応していく。
- ・現在は、18歳(高校3年卒業)となると、児童相談所や子育て部局の支援がとぎれてしまっている。それを成人の機関につなげるときに、情報があまりなく、支援がとどこおってしまったりするケースがある。発達障害の支援のための協議会を設立し、関係機関で協議の場を設け、切れ目のない支援と連携体制を設立する体制が必要。
- ・発達障がい者(児)の状況に応じて、連携する機関を本人や保護者と相談しながら決定し、対象者(児)にとって本人や保護者が安心できる体制作りが必要である。
- ・町内に専門の事業所がなく、町外の事業所からは対応が困難なことが多く、支援の方法に限りがある。
- ・会議の時だけでなく、年間を通じて随時相談できる体制があれば、より手厚い対応が可能となる
- ・県内で発達障がい児(者)を専門に診てくれる医療機関が少ないので、連携パスのような体制が必要。
- ・よりスムーズに連携がとれるように調整していく。
- ・ケースに応じて、関係する機関で支援チームを編成し、一体的な支援を行う。
- ・連携体制について特に意見はないが、各機関の密な連絡は必要だと思う。

**問4 「個別の(教育)支援計画」等の様式の作成について**



(1) 市町村において、「個別の(教育)支援計画」等の様式を作成していますか。(名称は問いません)

「個別の支援計画」とは、発達障がい者(児)を含む障がい者(児)に対し、長期的な視点に立って、地域において一貫した支援が可能となるよう、医療、福祉、保健、保育、教育、労働等の各関係機関が連携して、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うために作成するもの。具体的記載内容は、支援のニーズ、目標や内容、役割分担、発達歴の記載や支援方法など。

作成している	14
今後作成する予定または検討中	0
作成する予定なし	10

作成年度	平成20年度～令和元年度、毎年度、不明
担当課	教育委員会、教育研究所、福祉部局課等

◆配布先

- ・幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校、中学校
- ・幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小学校で教育調査を受けた保護者、希望する保護者
- ・申請のあった教育機関、特別支援コーディネーター
- ・地域特別支援連携協議会委員 希望する障がい者(児)
- ・発達障がい者を含む障がい者やその家族でファイル希望する方
- ・新生児の保護者
- ・保健センター、健康福祉課、教育委員会内
- ・保育園:独自で作成、小中学校:各学校でデータを作成しているため、毎年配布はしていない

◆配布部数

平成30年度	481冊
令和元年度	503冊
令和2年度	476冊

◆支援計画の所持者

所持者	当事者が18歳まで	当事者が18歳以上
保護者	13	6
本人	2	6
公的福祉機関	0	0
公的教育機関	4	0
その他	0	0

◆記載内容 ※複数回答

支援ニーズ	13
支援目標・内容	11
評価・見直し	10
役割分担(支援者)	8
支援方法	13
日常の様子	13
発達歴	14
その他	2

(2) 質問(1)において「作成している」と答えた市町村にお伺いします。

①「個別の(教育)支援計画」等の活用に関する評価・見直しを行っていますか。

行っている	11
様式の評価・見直し	7
支援内容の評価・見直し	7
その他	2
行っていない	3

◆行っていない理由

- ・見直しが必要な事案があれば検討する予定
- ・実際の業務で使用する支援計画ではないため。

②「個別の(教育)支援計画」等を活用してどのような連携を図っていますか。また活用状況について、お聞かせください。

- ・就学、進学時の引き継ぎ時に利用している。幼稚園、保育所(園)、小中学校や療育機関との情報共有に活用している。
- ・就学前(保・幼)から小・中学校と共通のファイルを活用することで支援に生かしている。
- ・引き継ぎ時に活用しており、高校入学まで引き継ぎが可能である。例年申請数が増加しており、活用が広まってきている。
- ・主に保育園から小学校等の生活環境の変更時の引き継ぎや、担任の変更に伴う引き継ぎ時に利用している。
- ・「相談支援ファイル」が活用されていない。
- ・配布開始から年数が経っていないので、徐々に活用が広がっている最中。活用を広げる工夫を検討予定。
- ・進級時、校種間の引き継ぎに利用
- ・主に、こども園と小学校、小学校から中学校への引き継ぎ時に活用。
- ・保育園→小学校→中学校が引き継ぎ時に活用している。
- ・保護者と課題・目標を共有できている。本人(保護者)と支援者が情報共有しやすい。
- ・幼稚園と小学校が引き継ぎに活用している。
- ・保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携、引き継ぎに活用している。
- ・保育所、幼稚園、小学校が引き継ぎ等に利用している。活用は広がっていない。

③「個別の(教育)支援計画」等の活用後の成果及び課題等について、御記入ください。

- ・個別の指導計画や発達検査結果報告書など、幼児・児童生徒について成長や発達にかかわる資料を綴り、情報を共有できるようにしている。
- ・成果:個々の子どもに対する手厚い支援を行うことができている。課題:ニーズにあった様式等の改善。
- ・対象児童生徒の学習の積み重ねがよくわかるため、学校間だけでなく、関係機関との支援計画との連携もとりやすくなっている。今後の課題として、保護者の困り感の共有が必要であると考えている。
- ・成果としては、対象者の特性などについてスムーズな引き継ぎができる。
- ・本町単独の様式ではないので様式の改善は難しいが、活用方法を各所属間で共有し、保護者への活用を促せるよう話し合っている。
- ・配布開始から年数が経っていないので、成果や課題について調査を行っていない。改善に向けての計画を検討予定。
- ・引き継ぎがスムーズに出来る。保育所や学校から様式変更の要望があれば、関係者で検討会議を開き、改善に努めている。
- ・支援計画を活用することで、進学時や担任変更時の引継ぎがスムーズになった。作成を義務としているが、保護者への同意を現場で行えないなどの課題がある。
- ・様式の見直しも行っており、スムーズに引き継ぎができている。
- ・記録を残しておくことで発育歴が把握しやすい。ライフイベントでスムーズに引き継ぎができる。本人(保護者)と支援者が情報共有しやすい。本人(保護者)によって活用度合いに差がある。本人(保護者)が紛失しがち。より良くするため様式について検討する会議の開催が必要。
- ・学校と放デイとの連携が課題。
- ・活用するとスムーズに引き継ぎができる。一貫した支援が可能となる。
- ・活用すると、発達歴、受診歴などがわかり、スムーズに引き継ぎできると思うのだが、なかなか活用されていないのが現状である。使いやすくなるよう様式等の改善を行いたい。

**問5 乳幼児健診の実施状況等について**

(1) 発達障がい又は疑いのある要フォロー児の情報共有の方法についてお答えください。 ※複数回答

健診前カンファレンス	14
健診後カンファレンス	23
担当者の個別対応	11
その他	3

(2) 乳幼児健診時の発達障がいを視野に入れたスクリーニング方法についてお答えください。 ※複数回答

母子保健マニュアル等に基づく問診	22
上記以外の問診等	10
発達検査・知能検査	20
検査名 遠城寺式	12
K式	6
その他	3
アセスメントツールの利用	10
M-CHAT	10
全項目(23項目)	1
重要10項目	5
一部の項目	4



PARS-TR	3
全項目(幼児期34項目)	0
短縮版項目	1
一部の項目	2
その他	0
行動観察	16
個別	15
集団	5
定期的にスクリーニング方法の評価・見直しを行っている	4
その他	0

(3) 就学前(4歳～6歳)の幼児の発達面のスクリーニングをどのようにされていますか。 ※複数回答

4・5歳児健診などの健診事業の実施	5
保健センター等で行う他事業の際に発達チェックの実施	7
幼稚園・保育所との連携	16
幼稚園・保育所での就学前スクリーニング検査	11
その他	5

◆その他について

- ・5歳児相談
- ・4～6才健診は実施なし。就学前に保護者・関係機関から相談があれば対応。
- ・4歳児巡回相談
- ・個別発達相談
- ・実施していない

(4) 乳幼児健診等で、「発達障がい」もしくは「発達障がいの疑い」としてフォローの対象となった幼児に対する支援についてお答えください。

実施している	24
実施していない	0

◆実施している ※複数回答

電話相談	19
家庭訪問	17
保育所等の巡回相談	13
個別相談	21
フォロー教室(子育て広場、ことばの教室等)	14
実施回数	2回～72回/年
実施主体	市町村又は委託
実施職種	言語聴覚士, 作業療法士, 保育士, 保健師, 看護師 公認心理師, 臨床発達心理士, 特別支援教育士 児童発達支援指導員, 発達支援事業所スタッフ
対象	・1歳～就学前 ・1歳6か月児 ・3歳児以降の幼児 ・1歳半～5歳未満 ・乳幼児検診にて、発達面でフォローが必要となった者 ・ことばの遅れや発音が気になる方 ・1.6歳健診でのM-CHAT結果によらず、健診受診者全員 ・発達が気になるお子さん ・検診事後経過観察児等 ・1歳半～3歳半頃の児童とその保護者
内容	・親子はぐくみ教室

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばの相談, 児童相談, 個別療育相談</li> <li>・感覚統合運動を中心とした集団療育</li> <li>・発達が気になる児に対して, 集団での療育</li> <li>・言語聴覚士による言語聴覚検査, 個別相談</li> <li>・社会性, コミュニケーションの育ちに焦点をあてた内容での学習やワークの実施</li> <li>・あそびの教育: 発達が気になるお子さんに対する相談, 検査等</li> <li>・ことばの相談教室: ことばに関する相談, 発達相談</li> <li>・発達検査をベースに本人とのトレーニング, 保護者への対応等の指導</li> <li>・遊びを通じての手段指導</li> <li>・ことばの応援教室: ことばの発達に関するメカニズムや, 言葉の発達を促す遊びに関して話す</li> <li>・個別発達相談, ことばと聞こえの教室</li> </ul>
--

◆個別相談対応職種 ※複数回答

保健師	13
臨床心理士	7
心理士	3
公認心理士	3
言語聴覚士	5
作業療法士	2
特別支援教育士	3
小児科医	1

◆他相談機関への紹介 ※複数回答

こども女性相談センター	2
医療機関	4
児童発達支援センター等	9
発達障がい者総合支援センター	5

◆他療育機関への紹介 ※複数回答

児童発達支援センター	10
医療機関	3
徳島赤十字ひのみね療育センター	6
障がい児通所支援事業所	1

(5) 乳幼児健診, 及び健診後のフォローにおける課題についてお答えください。 ※複数回答

要フォロー児の増加	19
職員のマンパワー不足	14
保護者の障がい受容が困難	14
経験等によるスキルの差	9
相談・療育・診断等の支援機関の不足	18
保護者の養育力	16
その他	0

問6 市町村の支援体制について

(1) 発達障がい者(児)支援に関する部署の専門職員の配置状況について, お答えください。

配置している	17
配置していない	7

◆配置の状況

職種	常勤(非常勤を含む)	委託(雇い上げ等)
保健師	73	0
言語聴覚士	0	18
心理士	2	9
その他	家庭相談員 2 社会福祉士 2	医師 1 特別支援教育士 1 社会福祉士 1 精神保健福祉士 1

(2) 発達障がい者(児)への支援及び家族支援として、市町村で実施していることがありますか。

実施している	13
現在は実施していないが、予定はある	1
実施する予定はない	10

◆実施内容 ※複数回答

早期から家族全体への説明や支援	6
保護者同士や先輩保護者との交流	1
ペアレントトレーニング	0
ペアレントプログラム	0
ペアレントメンターの養成	0
保護者や兄弟姉妹に対する心理的サポート	5
家族のレスパイト(一時的休息)の提供	1
保育所・園への巡回訪問支援	8
その他	4

◆その他について

- ・発達障害児支援のための研修会を年度に3回程度実施している
- ・自立支援協議会でこども部会を設立し、2か月に1回会議を開催している。
- ・発達相談
- ・乳幼児個別発達相談

(3) 今、実施していない市町村にお伺いします。次の家族支援に関心がありますか。 ※複数回答

ペアレントトレーニング	4
ペアレントプログラム	4
その他	0

(4) 市町村において、発達障がいに関する啓発用パンフレット・冊子等を作成していますか。

作成している	1
未作成だが今後作成する予定又は検討中	1
作成していないが、既製のものを活用している	7
作成する予定なし	15

(5) 発達障がい者総合支援センターで作成している刊行物等を利用されたことがありますか。

ある	16
ない	8

◆利用内容 ※複数回答

相談フローチャート	3
相談者記入シート	0
発達障がい就労サポートブック	5
大人の発達障がいハンドブック	6
医療機関リスト	12
防災ハンドブック	7
その他	0

(6) 市町村が発達障がい者(児)支援をする上での課題について、御記入ください。

- ・本人・保護者への情報提供や学校への指導・助言等の支援を適切に行うことができる職員の育成。
- ・親、家族の理解や受け入れが難しい場合、支援につながらない。サービスが必要な方に必要な回数を利用できると良い。
- ・発達障がいに関する専門的な相談は市町村では対応が難しい。
- ・保護者の理解が得られにくい。療育機関や専門の医師や医療機関が少ない。
- ・療育機関が少なく、適切な時期に必要な時間利用ができない。
- ・医療機関へつなげても、初診の予約が2か月先などすぐに受診に繋がらず、言語訓練等も受け入れてもらうことが難しい。
- ・以前は、こども女性センターでも相談できていたが、受け入れてもらえなくなった。ニーズは増加しているが相談先が減ってしまった。ニーズは増加しているが相談先が減ってしまった。
- ・市町村で、専門職の確保は難しい。相談や訓練、療育などの受け入れ先を充実させてほしい。
- ・引きこもりをしている発達障がい者が親亡き後、地域で一人で生活する場合の支援の難しさや、自立訓練事業所、就労継続支援事業所が町内にないため、日中に活動する場所の不足。
- ・町内に専門の事業所がなく、町外の事業所からは対応が困難なことが多く、支援の方法に限りがある。



- ・専門の医療機関が少ない。療育機関も少なく、僻地に住む人が利用できない。
- ・ひきこもりしている発達障がい者が親亡き後、一人で生活する場合の難しさ。
- ・職員のマンパワーやノウハウが不足している。
- ・医療・支援機関が遠方にあり、身近な場所で支援を受けることができない。
- ・「発達障がい」という言葉を知る人が多くなり、理解も広がった一方で、「人と違う＝発達障がい」という安易な振り分けが多いように思われる。保育所や幼稚園でも、「言うことを聞けない児童」は療育に行くよう勧める体制が見受けられることから、教育機関での専門的知識を持った対応が必要ではないかと考える。
- ・グレーゾーンが増加し児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者が増加による予算上の増加。

## 問7 防災について

(1) 市町村の防災計画に発達障がい者への配慮が規定されていますか。

規定されている	5
規定されていない	19

### ◆規定されている配慮

- ・徳島市地域防災計画では、発達障がい者は「要配慮者」として整理されており、要配慮者に対しては、防災知識の普及啓発について十分に配慮するよう努めるよう規定されている。また、要配慮者利用施設として児童発達支援センターや放課後デイサービス等を定め、避難確保計画の提出を求めている。
- ・指定避難所への収容は、要配慮者を優先させ、要配慮者に配慮した施設運営に努める等、要配慮者への配慮について記載している。
- ・要支援者は、福祉避難所へ振り分けて避難させる。
- ・発達障がい者に限らず、高齢者や傷病者、障がい者(避難行動要支援者)の方用に支援対策マニュアルの整備や支援者名簿の作成
- ・避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努め、避難者の心身双方の健康状態には十分に配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。町及び県は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

### ◆災害時の対策

- ・エフラインシステム(要配慮者利用施設への情報伝達システム)により、予めメールアドレスの提供を受けた要配慮者利用施設に対して、本市ファクシミリからの一斉通信によって、避難情報の発令等の伝達回線を記した画像データを施設メールアドレスに送信することにより、円滑・迅速な災害情報の伝達を図っている。
- ・被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める等、要配慮者への支援対策の実施を記載している。
- ・外見で認知できない障がいにより、特別の配慮を必要とする場合は、自ら申告してもらう。
- ・生活必需品や車いす、ストマ用装具、ポータルトイレ、利用可能な施設、サービスに関する情報等の提供。また、ホームヘルパーの派遣や施設への新設一時入所等必要な措置を行う。
- ・町は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。町は県とともに、携帯端末、パソコンの掲示板、ホームページ、広報誌、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- 【担当】 町(総務部、厚生部、教育部)徳島県、上板町社会福祉協議会、医療関係者
- 町は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- 町は県とともに、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。(1) 町は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 町は県とともに、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

(2) 発達障がい者(児)やその家族、支援者等に対して災害時対応の研修会等を実施していますか。

実施している	3
現在は実施していないが、予定はある	0
実施する予定は無い	21

◆実施している

実施回数	1～2回/年
内容	・ワークショップ、防災ピクニックや防災訓練 ・育児支援の中に含めて研修を実施 ・施設単位で実施

(3) 今、研修会等を実施していない市町村にお伺いします。該当する箇所をチェックしてください。

必要性を感じているが、ノウハウや人的余裕が無い	18
県の支援があれば、実施してみたい	5
必要性を感じていない	0
その他	1

◆その他について

- ・町内会、支部単位では実施しているので、発達障がいの方に特化して実施はしていない

**問8 発達障がい者(児)地域支援計画について**

(1) 市町村において策定済みの障がい者計画や福祉計画等において「発達障がい者(児)支援」を明記していますか。

明記している	16
明記していない	7
今後、明記する予定	0
その他	1

**問9 その他**

(1) 前回の調査時点(H26)と比較して、取り組みが進んだことや、課題として苦勞している点など御記入ください。

・発達障害という言葉が前回の調査時点と比較して、社会的に浸透してきたように感じている。保護者から健診や相談時に「発達障害ではないか。」という質問は増えている。また、療育施設が増えたことによって、保護者の相談の機会が増えていることは発達障害の児を持つ保護者にとって有効であったと思う。

・＜取り組みが進んだこと＞平成30年度に鳴門市地域自立支援協議会子ども支援部会が発足し、乳幼児期からの継続した支援を行うにあたって各機関の連携が強化された。  
・＜課題＞教育分野において、本人・保護者への情報提供や学校への指導・助言等の支援を適切に行うために、専門的な知識を持ち、関係機関との連絡調整や情報収集を行う職員等の配置をする等の体制整備が求められている。

・個別支援が必要な場合、自立支援協議会を活用して関係機関との連携が強化された。

・訓練機関や療育機関が増え、他機関と連携しやすくなった。専門的知識を有する者の人材確保が難しい。

・前回の調査時点と比較すると、発達障がい者等への支援について明記しているため、ペアレントトレーニング等の研修について周知をしていく予定である。また、課題については引きこもりをしている発達障がい者の親の高齢化により急な支援が必要となった場合の対応である。

・自立支援協議会を定期的に開催し、各支援者と情報共有ができ繋がりがやすくなった。地域に専門の事業所がなく、支援の方法に限りがあり、支援が進まないケースが多い。

・徳島県で医療機関等をまとめてくれているので、紹介しやすい。保育所の巡回相談があり相談がしやすい。

・個別支援計画が作成され、連携がしやすくなった。

・家庭環境に問題のあるケースも増えているため、必要な機関と一緒に集まり継続的な支援の整備や連携することが課題である。

・専門的知識を有する者の人材確保が難しい。

・連携が進んで他機関と繋がりがやすくなった。依然として、支援を受けることができる医療・支援機関が遠方であり、身近な場所で支援を受けることができない。1つの町だけでは、専門的知識を有する者の人材確保が難しい。

・事業所の増加、相談支援の充実など発達障がいへの支援は進んだように思われる。



IV 調査結果

2 支援機関

問1 発達障がい者(児)への相談支援の状況について

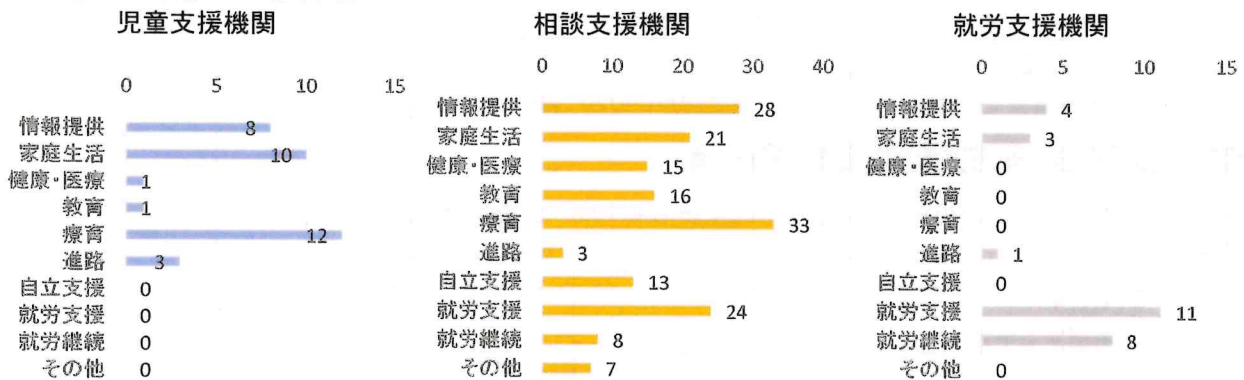
(1) 令和2年度の発達障がいもしくはその疑いがある方の支援実績について御記入ください。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
支援実績がある	13	58	11	82
支援実績がない	0	18	0	18

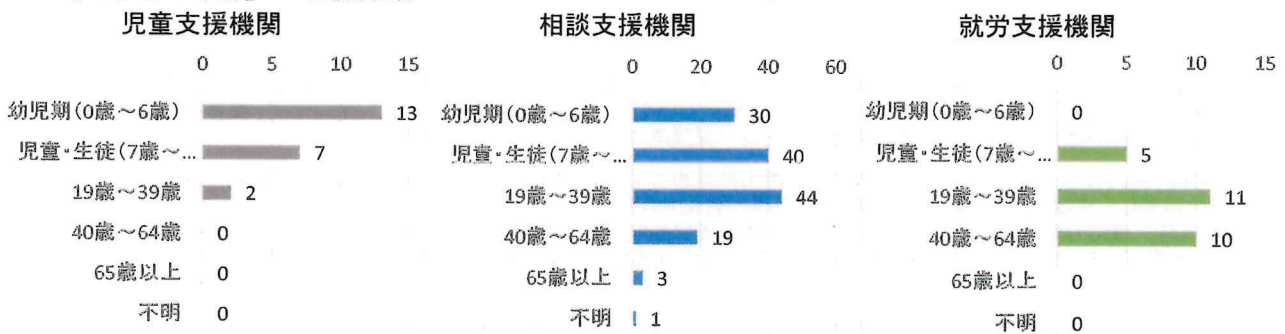
◆支援実績について

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
診断がある人(件)	289	2,260	924	3,473
未診断の人(件)	405	1,286	156	1,847

【相談内容】 ※複数回答



【当事者の年齢】 ※複数回答



(3) 発達障がいに関する相談の窓口を決めていますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
決めている	12	23	6	41
今後決める予定	1	8	0	9
決めていない	0	45	5	50

◆決めていない理由(主な回答)

【相談支援機関】

- ・相談員により特に受け持担当のケースを分けていないから。
- ・専門的な人がいないため。
- ・指導員、管理者などその場で対応できる職員が対応している。

- ・他業務が忙しいため
- ・相談支援専門員が個々のケースに対応している
- ・障がい種別によって支援者を分けていない。
- ・相談支援専門員が対応している。
- ・提供するサービスに応じた窓口で対応している。
- ・総合的な相談の中で、必要があれば、専門の相談機関を紹介するため
- ・発達障がいだけにとどまらず、幅広く相談を受けているため。

【就労支援機関】

- ・発達障害を含め、障害者全般の就労支援を行っている。

(4) 発達障がい支援のための情報共有及びケース検討を機関内で実施していますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
実施している	13	30	6	49
実施していない	0	46	5	51

◆実施回数

随時～240回/年間

(5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを実施していますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
実施している	7	1	0	8
ペアレントトレーニング	7	1	0	8
ペアレントプログラム	0	2	0	2
現在はしていないが予定はある	5	7	0	12
実施する予定はない	1	64	11	76

(6) 今、実施していない支援機関にお伺いします。次の家族支援に関心がありますか。(複数選択可)

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
ペアレントトレーニング	4	44	3	51
ペアレントプログラム	4	40	2	46
その他	1	11	1	13
関心はない	0	14	5	19

◆その他について(主な回答)

- ・母体の児童発達支援センターが取り組んでいる
- ・関心はあるが、業務が忙しく、時間をとるのが困難
- ・関心がない訳ではないが、余裕がなく、手をつけられない
- ・紹介内容としての情報は必要と思っている

(7) 発達障がい者(児)やその家族に対し、貴機関において取り組んでいる事業やサービスはありますか。((5)の事業を除く)

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
ある	10	30	9	49
ない	2	41	2	45

◆事業・サービスの内容について(主な内容)

【児童支援機関】

- ・児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児等療育支援事業
- ・個別の支援プログラム、保護者の悩みを聞き相談に乗る「相談室」の設置
- ・保護者交流会
- ・個別指導・グループ指導・送迎・給食の提供

【相談支援機関】

- ・相談支援事業、計画相談事業、障害児相談支援事業

- ・療育機関への紹介と情報提供。発達検査。事業所間の連絡調整。
- ・放課後等デイサービス
- ・特定相談支援事業、委託相談支援
- ・障がい福祉サービスの利用援助
- ・事業・サービスではないが年金申請の対応、触法行為へのアプローチ、就労支援に対するアセスメントなど
- ・サービス利用計画の作成、モニタリング作成、その他相談援助
- ・日常生活自立支援事業・居宅介護支援事業・生活福祉資金貸付制度・成年後見センター
- ・移動支援サービス(車両移送型)福祉移送事業(買い物バス)不安を抱える家族が集まる「おしゃべり会」の開催
- ・子どもに障がいがある保護者を対象とした、ピアサポートの力を活かしたワークショップを年4回開催
- ・福祉サービス利用援助・金銭管理支援・くらしサポートセンター・生活困窮者自立支援事業・放課後対策事業・放課後 長期休み 小学生預り その他総合相談

#### 【就労支援機関】

- ・臨床心理士をファシリテーターに、同じ悩みを抱えている保護者を対象に問題の共有や課題解決に向けた話し合いなど自助グループ的なセミナーを実施(R2まで)
- ・随時の相談・精神障害者雇用トータルサポーターによる支援
- ・就職に関して、他の専門機関と情報共有しながら定期的にケース会議を開催して支援
- ・発達障害者雇用トータルサポートを設置し、専門的なカウンセリング等、個別支援の実施
- ・職業相談、職業紹介
- ・本人に対し、就労パスポートの作成、職場見学・実習・定着支援

(8) 発達障がい者(児)や家族等からの相談支援における課題について御記入ください。(主な回答)

#### 【児童支援機関】

- ・連携はしているものの、十分な共通理解はむずかしく、対応がばらばらになってしまうことがある。核となる機関がはっきりしていないと感じる。
- ・利用終了した後の児や家族の困った時の相談などのフォローアップ。
- ・職員のスキルアップ
- ・家族の困り感に対して事業所での支援が家庭へフィードバックしづらい
- ・保育所や幼稚園、小学校との連携。十分に理解していただけないケースや、保護者との関係性が悪いケースもある。
- ・児童発達支援に対してネガティブなイメージを持たれている保護者への説明や対応が難しい

#### 【相談支援機関】

- ・小学校などの連携の取りにくさ。相談支援事業所が世間的に認知されていないため上手く活用されていない。
- ・緊急時に対応できる窓口を一つでも多く設置していく
- ・家族からの相談の場合、本人の障害受容ができていない場合がある。・障害特性からくる2次の問題行動により、家族や事業所が支援にとまどっていることがある。
- ・家族に対するサポートやアドバイス。障害に対する理解。教育機関との連携。
- ・地域資源の少なさ(質の良い放課後等デイサービス等事業所の少なさ)・発達障がいを専門としている専門医が少ない。医師によっては発達検査等もせず、初診の保護者からの問診のみで診断名が見つかる場合もある。
- ・保護者の理解(子供の障害特性等)保護者と相談員との関係性の構築
- ・育児負担軽減等、本来の目的から外れている療育の利用がある
- ・コロナ禍において、以前のように対面での相談が難しくなっている。セキュリティに配慮しながら、WEB、SNS等の利用も必要である。
- ・家族支援が必要な家庭が多いが、介入のしにくさがある。・サービス利用のニーズがあっても障がいの程度や空き状況等により、受入れ先が見つからないことが多い。
- ・強度行動障がいのある方の受入れ先が見つかりにくい
- ・服薬について、どのようにすすめていくのが正解なのか不明



- ・相談支援においてなかなか丁寧な支援に時間が取れない。保護者に対する支援や子育て力の向上。相談支援の役割範囲。
- ・家族(両親)に発達障がい傾向があるケースが相当に多いと感じている。本人及び家族支援が必要。
- ・知的には低い人に対しての、将来に対する支援方法(支援学校にすすむかどうか、普通高校に通うかどうか、また卒業後の進路について)・通院や服薬について・引きこもりの方への支援・年齢が上になるほど、支援を受けようとしなくなる
- ・療育の中でSSTや人との関わり方等を教えてくれるような事業所はないか?との相談を保護者から受けたが、あずかりメインで発達障害特有の対人スキル等の向上をとり入れた療育をしている事業所はほぼない。特性に応じた支援やご希望に沿えるような場の情報提供がしづらい。
- ・高圧的な態度や説明が理解されない場合の対応。
- ・専門的な相談支援員の配置がない

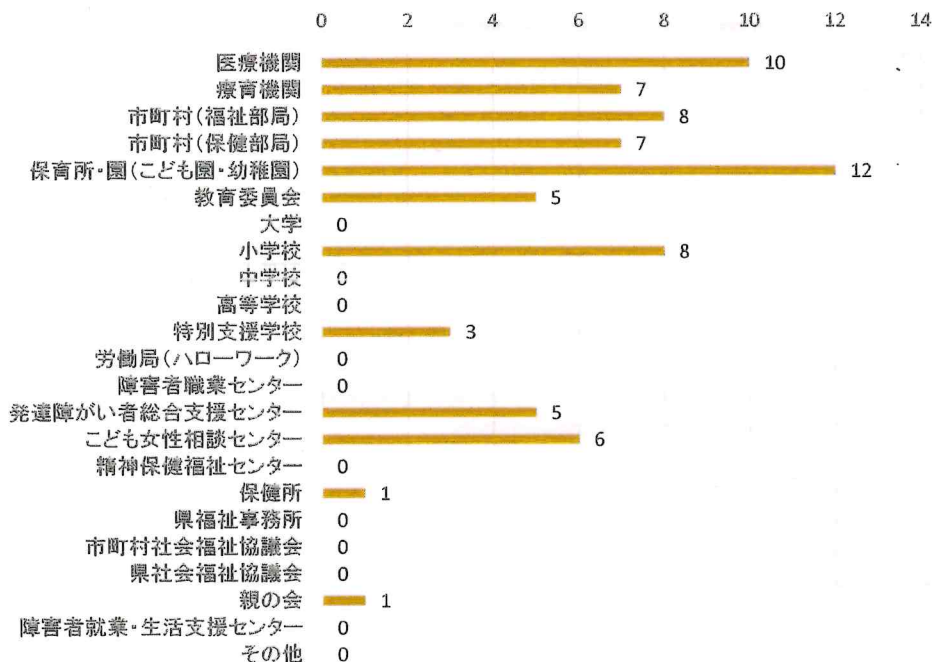
### 【就労支援機関】

- ・受入れ先企業での発達障害(者)への理解の程度に開きがあること。いったん就職出来ても離職を短期間で繰り返したり、なかなか再就職出来ずにブランク期間が長期化したりして、当事者の就活に係わるモチベーションの維持が難しいこと。
- ・年齢があがると親の定年や老後の問題等で金銭的、時間的な余裕がなくなり中長期的な支援が困難になる。
- ・本人・家族の障がい受容の促し。
- ・一般の学校(高等学校、大学)を卒業後、就職先で人間関係がうまくいかず離職し、発達障害の診断を受けるケースが多くなっている。そのような方の場合、父兄を含め障害に対する受容が出来ていない場合が多いと感じる。
- ・本人や家族が希望する仕事が海部郡内ではあまり無いため、マッチングに苦労している。

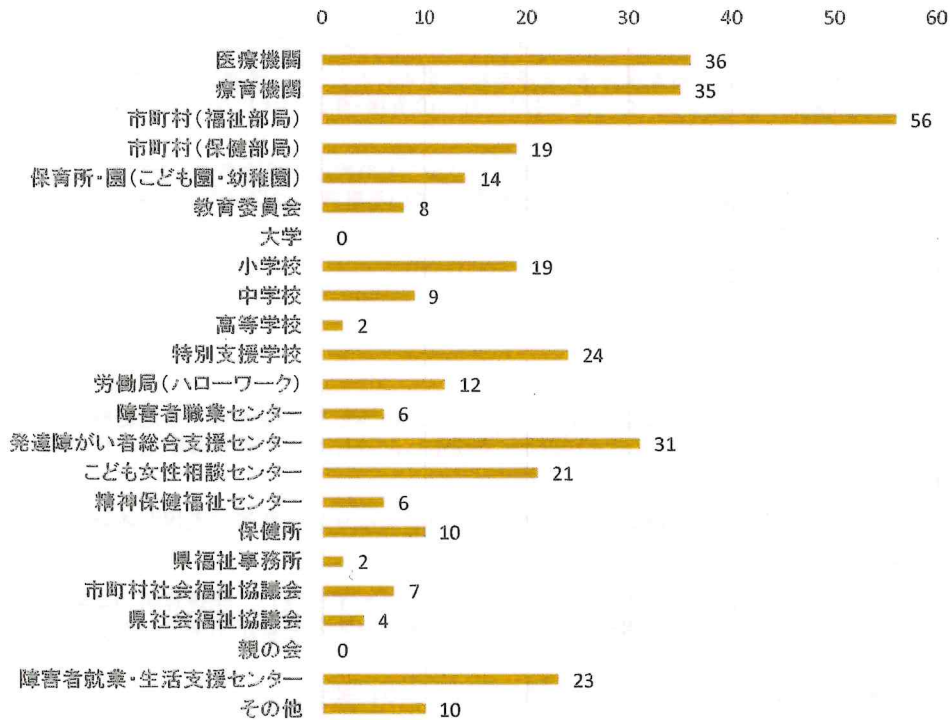
## 問2 発達障がい者(児)の地域支援について

(1) 対応困難な事例が生じた場合、主にどの機関と連携していますか。 ※複数回答

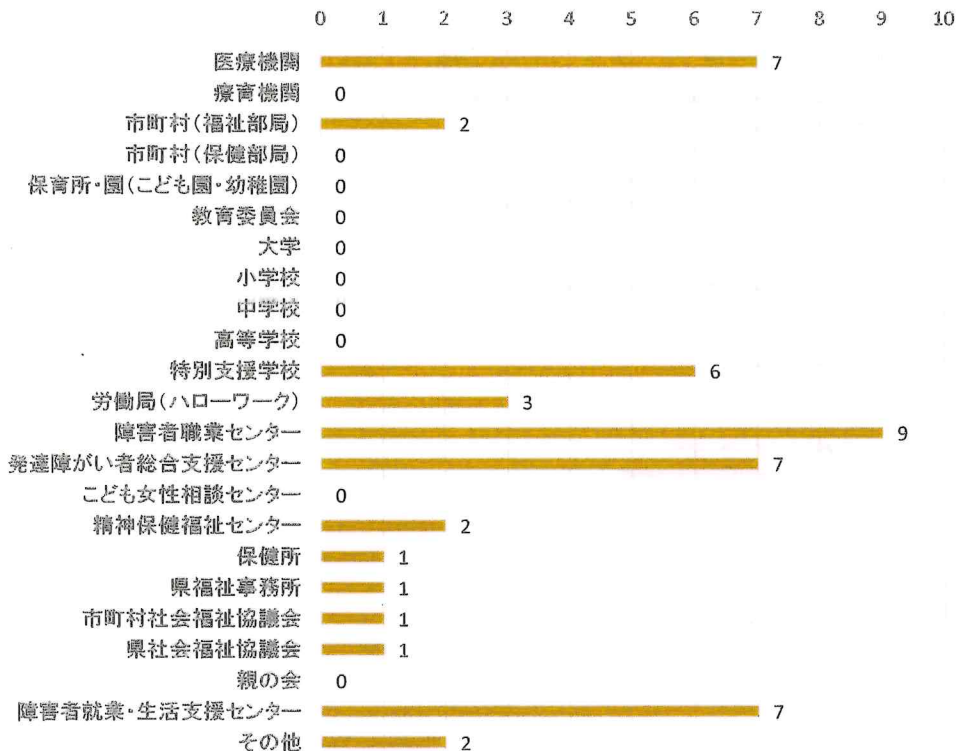
### 【児童支援機関】



【相談支援機関】



【就労支援機関】



(2) 地域において、今後、どのような連携(体制)が必要だと考えますか。  
必要な連携機関、連携方法等について御記入ください。(主な回答)

【児童支援機関】

- ・地域全体で支援者を育てる体制(育成ネットワーク、育成プログラム)
- ・福祉の中での相談支援事業所とセンター等だけでなく、福祉・医療・教育・保育機関間の連携体制もまだまだ構築していく余地がある。

- ・相談支援員を中核とする連携体制をはっきりさせること。
- ・最初に関わる各市町村の保健師さん、虐待、DV等のケースについてはこども女性センターや警察も含め、すぐに連携が取れ迅速な対応ができる体制が必要。また保育所、幼稚園への保育所等訪問支援の必要性や制度の理解を広め連携できるようにして欲しい。

- ・福祉と教育の連携。市町村の福祉課と教育を担当する部署の間でも連携してほしい。
- ・関係機関すべてと連携はとれるようにしたい。必要である。ケース会議等の、電話等でその都度連絡がとれるとありがたい。

#### 【相談支援機関】

- ・かかりつけ医、施設、家族、本人などで連絡がスムーズに実施できるようにする。
- ・小・中学校との連携は必要だと感じる。発達障害に対する理解やかかわり方・支援について等知らない、もしくは対応できないという学校もあった。
- ・医療ケアの必要な児童を受けるに当たっての医療機関との連携は必須だと感じるが、なかなか気軽に連携できる状況ではない。
- ・どこの機関が主となって連携しているのかがわからない。
- ・保護者が初回の相談に来られるときには、どこに相談に行ったらよいかわからない、療育機関も選ぶ方法がどのようにしたらよいか情報不足でわからないという方も多かった。  
相談窓口から事業所情報や空きのご案内があれば(事業所からも情報公開)ありがたい。
- ・保育所・園、小中高校と連携を深めたいが、まだまだ少数しか関わっていない。電話やケース会議で情報共有したい。
- ・ハナミズキのような機関が市町村毎に整備されることを望む。人材の充実。支援のスーパーバイズとしての存在。
- ・幼稚園や小中高は、療育に対する理解が担任や校長等の考えによって異なるため、連携しづらいことがある。学校関係に福祉サービスや相談支援について知ってもらえるような研修等あれば連携体制がつくりやすい。学校との連携は必要だと思う。
- ・地域の自立支援協議会において、発達障がいに対する研修などを行ってほしい。
- ・幼児期は保健師との連携、児童、少年期は主に教育機関との連携は不可欠である。成年期に関しては、相談内容により支援機関に変動があるため、一概には言えないが連携会議などにより関係構築や支援の統一が図りやすい。
- ・発達障害者(児)の理解者を増やす。民生委員、コミセン等
- ・連携の際、相談支援専門員が全てのことを見立てられないことも多い。関わる方、それぞれの、支援の見立てを客観的にして欲しい。当事者の意見尊重も基本にして。当事者不在の見立てはない。
- ・教育機関から卒業した後の支援
- ・発達障がい疑われる場合、専門機関に速やかにつなげ、支援体制が取れるよう相談窓口の周知が必要。

#### 【就労支援機関】

- ・担当レベルでお互いの顔が見える有機的なネットワーク体制。教育と就労をゆるやかに結びつける(学校教育から一貫した支援体制づくり)
- ・当機関は働く意思のある求職者を仕事に結びつけることが業務であるため、障害者を受け入れ可能な地域の事業者様との連携、日ごろの意思疎通が必要と考える。

### 問3 発達障がい者(児)の地域支援体制整備について

(1) これまでに発達障がい者総合支援センターの事業を利用(参加)したことはありますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
利用したことがある	13	55	8	76
事業を紹介したことがある	13	44	6	63
どちらもない	0	19	2	21

#### ◆利用内容 ※複数回答

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
発達凸凹サポートチーム現場派遣事業	1	3	0	4
発達凸凹出前講座	1	1	0	2
子育てサポート教室	5	2	0	7
個別相談	1	21	4	26
研修会(発達障がい者支援専門員養成研修)	10	37	4	51
地域啓発研修会	5	10	0	15
発達障がい啓発講演会	10	21	1	32



発達障害啓発週間イベント	2	10	0	12
センターが作成した冊子・パンフ	7	24	5	36
その他	0	2	0	2

◆紹介した事業内容 ※複数回答

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
個別相談(電話・面接)	10	35	6	51
就労支援	1	14	1	16
発達支援	11	19	0	30
その他	0	2	1	3

(2) 貴所属職員の発達障がいへの理解や資質向上について、上記(1)以外の取組はありますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
ある	11	27	7	45
ない	2	44	4	50

◆取組の内容(主な回答)

【児童支援機関】

- ・オンラインによる研修プログラムの活用(ex.長崎大学、職業実践力育成プログラム-eラーニング、発達障がいの基礎、アセスメント、支援、トピック)
- ・隔週での事業所内勉強会、月1回のケース検討、月1回の児童部門(センター型、事業型、相談支援)勉強会
- ・法人内にて各専門職の職員が講師となって、他職種の職員に対して自分達の専門性を伝える研修を実施
- ・月1~2回、持ちまわりでの勉強会 外部研修への参加 外部研修の伝達研修
- ・年に何回か講師を招いて、研修会を開いている。時には、実技へのアドバイスをもらう会も開いている。
- ・社協や福祉協会等が主催する研修会に参加し、職員に伝達講習を行う。療育の見学
- ・施設全体での研修や部署内での勉強会、外部での研修会への参加
- ・大学教授などのアドバイザーに入っていたり、研修や個別のケース会議を実施
- ・法人での研修 外部関係機関の先生方との交流から学ぶことも多い
- ・自立支援協議会の子ども部会 又は、子ども支援部会にて講義形式で研修会を実施

【相談支援機関】

- ・webによる全国的及び県内の研修に参加している。施設内で動画視聴などによる研修に参加している。
- ・隔週での事業所内勉強会、月/回のケース検討、月/回の児童部門(センター型、事業型、相談支援)勉強会
- ・内部(法人内)での研修(ZOOM使用)、グループ法人発達支援研究所の事例検討(ZOOM使用)
- ・専門職員(ST・OT等)による個別支援・サポーターカレッジ研修(オンライン研修)・発達支援コンサルタントによるABA研修
- ・社会福祉士主事の受講や社会福祉士等の資格支援

【就労支援機関】

- ・労働局や障害者職業センター等による障害者関係の研修、連絡会に担当が出席し、会議録等を回覧することで、所内での情報共有や学習を促進している。
- ・年1回職員を対象として、発達障がいを含む障がいに関する研修を行っている。
- ・精神障害者雇用トータルサポートが職員に向けて、研修を実施している。

(3) 今後、発達障がい者(児)支援を行う上で、地域における課題について御記入ください。(主な回答)

【児童支援機関】

- ・発達障がいについて、更に地域での理解が進んでいくこと
- ・小・中・高への入・進学の問題や情報不足によって、不安や悩みをもっている保護者が多い。
- ・地域の方との交流がもてるイベント等の開催ができていない為、どう行っていくか(相談にしやすい場所づくり)
- ・移行支援
- ・インクルーシブが重要と言われているが、集団の中での個別の支援が進んでいない現状がある。インクルーシブ導入をどのようにしていくか現場レベルで考えていく必要がある。
- ・他機関と常に情報共有を行い、多方面から支援できる環境づくり

- ・正しい理解が広がっていけば良いと思う。地域で相談できる先を広げていく。
- ・教育機関との連携をもっとり共通理解が持てるようにしたい。トライアングルプロジェクトを広めてほしい(教育・福祉・家庭)

#### 【相談支援機関】

- ・サービスを利用したくても定員いっぱいでは利用できない。ニーズに添ったサービスが提供されていない。
- ・中核施設の児童発達支援センターに、児童発達支援事業所等を支援する費用が見込まれていないこと。
- ・発達障がい者(児)に対して、専門的な支援を継続的にしてくれるような所(訪問支援等)があればと思う。
- ・家族支援が増えていると思う。幅広く福祉サービスの充実や、日中の居場所作り、気軽にオープンに相談できる場がほしい。
- ・発達障がい者が気軽に参加できるイベントを行ってほしい。当事者にもわかりやすく周知して欲しい。
- ・行動障がいがある方(児・者ともに)の日中活動や生活の場の受け入れ先がない。ASDや不登校の児童がサービスにつながりにくい。特に教育現場との連携や地域の実態が分からない。家族支援が必要な家庭が多いが、支援は不十分。社会資源の少なさ、(フォーマル、インフォーマルどちらも)地域格差がある。
- ・多職種連携の難しさ。エコマップの拡張(本人と係わりを増やしていく取り組み)地域住民への障がい理解など
- ・地域福祉に関わる人不足
- ・見た目だけではわからない内面の部分で、対人スキル等がなく周囲から理解が得られないこともある。昔よりは知られてきた障害であるが、支援体制がととのっても、一般の方々の理解がどれだけ得られるのかで、当事者の生きやすさが変わってくると思う。
- ・相談支援事業所が、計画作成に追われ、「相談」を受けられていないこと。
- ・面談等において、発達が強く疑われる場合において、本人にその理解や自覚がない場合、どのようにそのことを理解・受容してもらうかが難しい。
- ・発達障がいに関する正しい知識を伝え、特性を理解してもらう必要がある。

#### 【就労支援機関】

- ・「支援が届いていないこと」「届いていたとしても適した支援ではない」など支援のミスマッチ
- ・地域資源を再確認し、様々な支援に係わる情報が一元化され、捉えやすく、アクセスしやすいように取り組みを進めてゆく必要は考えられる。
- ・海部地域において、公共交通機関が発達していないため、車が運転できなければ仕事が仮にあっても、通勤できないという問題(課題)がある。

### 問4 その他

(主な回答)

- ・福祉施設と一般施設が隔たりなく子どもの育ちを支援できるような制度の流れと共通理解が必要ではないかと感じている。
- ・発達障がい児が高校受験や大学受験を受ける為の合理的配慮を実施した場合の事例があれば知りたい。
- ・臨床心理士の在宅訪問ができるようになってほしい。
- ・療育相談を受けられるよう、海部郡内で定期的に出張相談等実施してほしい
- ・発達障がい者(児)の支援施策が一層、発展し充実していくことで発達障がいの理解が地域に根づくことを期待
- ・関係機関が今以上に情報共有し、協力して課題に取り組める環境が構築出来れば良い方向に進むと思う
- ・障がい本人がSNSやインターネットで、トラブルになることがあり、就学中に使用のルールを習得できればよいのではないか。
- ・介護保険の利用高齢者の中に、発達障がいがあるのではと思われる方がいるが、年代的に診断や手帳受付はない。また、家族の中にも障がいがあるのではと思われる方もいるが不明。
- ・ペアレント・トレーニングの講習会をお願いしたい

# 【市町村用】

市町村名	
担当課	
担当者名	
電話番号	

## 令和3年度 発達障がい者(児)支援に関する実態調査

※各問において、貴市町村で該当する□にチェックしてください。

### 問1 発達障がい者(児)支援に関する「取りまとめ窓口」について

(1) 発達障がい者(児)支援に関する総合的な取りまとめ担当を定めていますか。

「総合的な取りまとめ担当」とは、市町村において乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通して、一元的に発達障がいについて取りまとめを行っている担当のことです。

取りまとめ担当を定めている

担当課名 ( )  
 担当人数 ( )  
 担当職種 ( )  
 電話番号 ( )

取りまとめ担当を定めていない

現状

- 各課等において個々に対応  
 →  かつ明確に役割分担を決めている  
 事業者等への委託により対応  
 今後定める予定  
 → 予定時期 令和 年 月 日  
 その他 ( )

(2) 質問(1)において「取りまとめ担当を定めている」と答えた市町村にお伺いします。

① 取りまとめ担当は、市町村に関係する各発達障がい関係部局(課)及び機関を広く把握していますか。(例えば、連絡先、関係機関の活動内容の把握など)

把握している(複数選択可)

関係部局(課) ・機関	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等)	<input type="checkbox"/> 福祉部局
	<input type="checkbox"/> 保健部局	<input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 教育委員会
	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 高等学校
	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 労働局(ハローワーク)	<input type="checkbox"/> 特別支援学校
	<input type="checkbox"/> 障害者職業センター	<input type="checkbox"/> 発達障がい者総合支援センター	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> こども女性相談センター
	<input type="checkbox"/> 親の会	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター	
		<input type="checkbox"/> その他 ( )	

把握していない

- 今後、把握する予定  
 → 予定時期 令和 年 月 日  
 把握する予定は無い  
 その他 ( )

② 取りまとめ担当があることを、各関係部局(課)・機関及び保護者等に周知していますか。

周知している(複数選択可)

周知先	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等)	<input type="checkbox"/> 福祉部局
	<input type="checkbox"/> 保健部局	<input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 教育委員会
	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 高等学校
	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 労働局(ハローワーク)	<input type="checkbox"/> 特別支援学校
	<input type="checkbox"/> 障害者職業センター	<input type="checkbox"/> 発達障がい者総合支援センター	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> こども女性相談センター
	<input type="checkbox"/> 親の会	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター	
	<input type="checkbox"/> 事業所(企業)	<input type="checkbox"/> 当事者	<input type="checkbox"/> 保護者
		<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 地域住民



周知方法	<input type="checkbox"/> 文書	<input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 広報	<input type="checkbox"/> 電子媒体
	<input type="checkbox"/> その他 (			
	<input type="checkbox"/>			

周知していない

- 今後、周知する予定  
→ 予定時期 令和 年 月 日
- 周知する予定は無い
- その他 ( )

③取りまとめ担当は、各機関の役割分担や取り組み、関係機関との情報共有、会議への参加要請等が行える体制ができていますか。

体制ができています

会議への参加要請回数( 回/年間)

体制が出来ていない

- 今後、体制整備を実施する予定  
→ 予定時期 令和 年 月 日
- 体制整備の予定は無い
- その他 ( )

## 問2 発達障がいに関する相談について

(1) 市町村において、発達障がいに関する相談がありますか。  
(委託事業における相談も含まず)

①当事者が乳幼児期(0歳～6歳)

相談対応部局(課) 年齢層別の相談担当部局(課)を御記入ください。  
( )

相談がある

相談件数	平成30年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
	令和元年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
	令和2年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)

相談方法	令和2年度	来所	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		訪問	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		電話	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		その他	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)

相談内容	具体的相談内容のうち、件数の多い上位3位までをチェックしてください。							
	<input type="checkbox"/> 情報提供	<input type="checkbox"/> 家庭生活	<input type="checkbox"/> 健康・医療	<input type="checkbox"/> 教育				
	<input type="checkbox"/> 療育	<input type="checkbox"/> 進路	<input type="checkbox"/> 自立支援	<input type="checkbox"/> 虐待				
	<input type="checkbox"/> その他 (							

相談者	具体的相談者のうち、件数の多い上位3位までをチェックしてください。							
	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 保護者・家族						
	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等)	<input type="checkbox"/> 教育委員会					
	<input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校					
	<input type="checkbox"/> 高等学校	<input type="checkbox"/> 特別支援学校	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 事業所(企業)				
	<input type="checkbox"/> その他 (							

相談があった場合、どのような支援を実施していますか。(複数選択可)

支援内容	<input type="checkbox"/> 助言指導	<input type="checkbox"/> 検査	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携
	<input type="checkbox"/> 他機関紹介	<input type="checkbox"/> 傾聴	
	<input type="checkbox"/> その他 (		

- 相談がない  
 その他 ( )

②当事者が児童・生徒(7歳～18歳)  
 相談対応部局(課) 年齢層別の相談担当部局(課)を御記入ください。  
 ( )

相談がある

相談件数	平成30年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
	令和元年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
	令和2年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)

相談方法	令和2年度	来所	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		訪問	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		電話	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		その他	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)

相談内容	具体的相談内容のうち、件数の多い上位3位までをチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 家庭生活 <input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 進路 <input type="checkbox"/> 自立支援 <input type="checkbox"/> 就労支援 <input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 依存症 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
------	---	--	--	--	--	--	--	--

相談者	具体的相談者のうち、件数の多い上位3位までをチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 保護者・家族 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等) <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園) <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 事業所(企業) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
-----	---	--	--	--	--	--	--	--

相談(就労以外)があった場合、どのような支援を実施していますか。(複数選択可)

支援内容	<input type="checkbox"/> 助言指導 <input type="checkbox"/> 検査 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携 <input type="checkbox"/> 他機関紹介 <input type="checkbox"/> 傾聴 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
------	---	--	--	--	--	--	--	--

就労に関する相談があった場合、どのような支援を実施していますか。

- 相談がない  
 その他 ( )

③当事者が19歳以上  
 相談対応部局(課) 年齢層別の相談担当部局(課)を御記入ください。  
 ( )





(2) 上記(1)の個別支援会議では、主にどの機関と連携していますか。(複数選択可)

連携先	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等)	<input type="checkbox"/> 福祉部局
	<input type="checkbox"/> 保健部局	<input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 教育委員会
	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 高等学校
	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 労働局(ハローワーク)	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所
	<input type="checkbox"/> 障害者職業センター	<input type="checkbox"/> 発達障がい者総合支援センター	<input type="checkbox"/> こども女性相談センター
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター
	<input type="checkbox"/> 親の会	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会	
	<input type="checkbox"/> その他 (		)

(3) 市町村において、今後、どのような連携(体制)が必要だと考えますか。必要な連携機関、連携方法等について、御記入ください。

**問4 「個別の(教育)支援計画」等の様式の作成について**

(1) 市町村において、「個別の(教育)支援計画」等の様式を作成していますか。(名称は問いません)

「個別の支援計画」とは、発達障がい者(児)を含む障がい者(児)に対し、長期的な視点に立って、地域において一貫した支援が可能となるよう、医療、福祉、保健、保育、教育、労働等の各関係機関が連携して、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うために作成するもの。具体的記載内容は、支援のニーズ、目標や内容、役割分担、発達歴の記載や支援方法など。

作成している

様式の名称 ( )

作成年度 ( ) 年度

担当課 ( )

配布先 ( )

配布部数 平成30年度 冊

令和元年度 冊

令和2年度 冊

所持者(複数選択可) (当事者が18歳まで)	<input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 公的福祉機関	<input type="checkbox"/> 公的教育機関
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			

所持者(複数選択可) (当事者が18歳以上)	<input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 公的福祉機関	<input type="checkbox"/> 公的教育機関
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			

記載内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 支援ニーズ	<input type="checkbox"/> 支援目標・内容	<input type="checkbox"/> 評価・見直し	<input type="checkbox"/> 役割分担(支援者)
	<input type="checkbox"/> 支援方法	<input type="checkbox"/> 日常の様子	<input type="checkbox"/> 発達歴	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			

- 今後、作成する予定又は検討中  
→ 予定時期 令和 年 月
- 作成する予定は無い

(2) 質問(1)において「作成している」と答えた市町村にお伺いします。

①「個別の(教育)支援計画」等の活用に関する評価・見直しを行っていますか。

行っている(複数選択可)

内容  様式の評価・見直し  支援内容の評価・見直し

その他 ( )

行っていない

理由 ( )

- ②「個別の(教育)支援計画」等を活用してどのような連携を図っていますか。  
また活用状況について、お聞かせください。

例)保育園と小学校が引き継ぎ時に活用している。活用が広まってきている。

- ③「個別の(教育)支援計画」等の活用後の成果及び課題等について、御記入ください。

例)活用するとスムーズに引き継ぎができる。保護者や園・学校がさらに使いやすくなるよう様式を改善した(保護者や園・学校がさらに使いやすくなるよう様式を改善したい)。

**問5 乳幼児健診の実施状況等について**

- (1) 発達障がい又は疑いのある要フォロー児の情報共有の方法についてお答えください。(複数選択可)

- 健診前カンファレンス 【参加職種:  
 健診後カンファレンス 【参加職種:  
 担当者の個別対応  
 その他 (

- (2) 乳幼児健診時の発達障がいを視野に入れたスクリーニング方法についてお答えください。(複数選択可)

内容	<input type="checkbox"/> 母子保健マニュアル等に基づく問診(積木・絵の指示等の課題含む) <input type="checkbox"/> 上記(母子保健マニュアル等)以外の問診等 <input type="checkbox"/> 発達検査・知能検査(遠城寺式、K式等) 検査名 ( ) <input type="checkbox"/> アセスメントツールの利用(PARS-TR, M-CHAT等) <input type="checkbox"/> M-CHAT <input type="checkbox"/> 全項目(23項目) <input type="checkbox"/> 重要10項目 <input type="checkbox"/> 一部の項目 <input type="checkbox"/> PARS-TR <input type="checkbox"/> 全項目(幼児期34項目) <input type="checkbox"/> 短縮版項目 <input type="checkbox"/> 一部の項目  <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 行動観察 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 集団(※健診時に集団観察できる場の設置等) <input type="checkbox"/> 定期的にスクリーニング方法の評価・見直しを行っている <input type="checkbox"/> その他 ( )
----	--

- (3) 就学前(4歳～6歳)の幼児の発達面のスクリーニングをどのようにされていますか。(複数選択可)

4・5歳児健診などの健診事業の実施  
 保健センター等で行う他事業の際に発達チェックの実施  
 幼稚園・保育所との連携  
 幼稚園・保育所での就学前スクリーニング検査  
 その他 ( )

- (4) 乳幼児健診等で、「発達障がい」もしくは「発達障がいの疑い」としてフォローの対象となった幼児に対する支援についてお答えください。

実施している(複数選択可)

電話相談    家庭訪問    保育所等の巡回相談    個別相談【対応職種:    】  
 他相談機関の紹介 → 主な機関名 ( )  
 他療育機関の紹介 → 主な機関名 ( )  
 フォロー教室(子育て広場、ことばの教室等)  
 内容、対象、実施回数(回/年)、実施職種、実施主体(市町村又は外部機関委託)等の概要について御記入ください。  
 その他 ( )



実施していない

(5) 乳幼児健診、及び健診後のフォローにおける課題についてお答えください。(複数選択可)

<input type="checkbox"/> 要フォロー児の増加	<input type="checkbox"/> 職員のマンパワー不足
<input type="checkbox"/> 保護者の障がい受容が困難	<input type="checkbox"/> 経験等によるスキルの差
<input type="checkbox"/> 相談・療育・診断等の支援機関の不足	<input type="checkbox"/> 保護者の養育力
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

### 問6 市町村の支援体制について

(1) 発達障がい者(児)支援に関する部署の専門職員の配置状況について、お答えください。

配置している

・ 保健師	<input type="checkbox"/> 常勤(非常勤を含む)	人	<input type="checkbox"/> 委託(雇い上げ等)	人
・ 言語聴覚士	<input type="checkbox"/> 常勤(非常勤を含む)	人	<input type="checkbox"/> 委託(雇い上げ等)	人
・ 心理士	<input type="checkbox"/> 常勤(非常勤を含む)	人	<input type="checkbox"/> 委託(雇い上げ等)	人
・ その他	常勤【職種:		人】	
	委託【職種:		人】	

配置していない

(2) 発達障がい者(児)への支援及び家族支援として、市町村で実施していることがありますか。

実施している(複数選択可)

<input type="checkbox"/> 早期から家族全体への説明や支援	<input type="checkbox"/> 保護者同士や先輩保護者との交流
<input type="checkbox"/> ペアレントトレーニング	<input type="checkbox"/> ペアレントプログラム
<input type="checkbox"/> ペアレントメンターの養成	<input type="checkbox"/> 保護者や兄弟姉妹に対する心理的サポート
<input type="checkbox"/> 家族のレスパイト(一時的休息)の提供	<input type="checkbox"/> 保育所・園への巡回訪問支援
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

※ ペアレントトレーニングとは…  
保護者が子どもへのより良い関わり方や、気になる行動への効果的な対処方法について学ぶためのプログラムです。  
ペアレントプログラムとは…  
ペアレントトレーニングより簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、保護者の認知を肯定的にすることに焦点をあてています。

現在は実施していないが、予定はある

実施する予定はない

(3) 今、実施していない市町村にお伺いします。次の家族支援に関心がありますか。(複数選択可)

ペアレントトレーニング  ペアレントプログラム  その他( )

(4) 市町村において、発達障がいに関する啓発用パンフレット・冊子等を作成していますか。

作成している(複数ある場合は行を追加してください)

冊子名( )  
対象  一般向け  支援者向け  保護者向け  
 その他( )

未作成だが今後作成する予定又は検討中

冊子名( )  
対象  一般向け  支援者向け  保護者向け  
 その他( )

作成予定時期 令和 年 月 日

作成していないが、既製のものを活用している

作成する予定なし

(5) 発達障がい者総合支援センターで作成している刊行物等を利用されたことがありますか。

※いずれも「とくしま発達障がい総合サイト」に掲載

ある(複数選択可)

相談フローチャート  
 相談者記入シート  
 “働く”を考えよう～発達障がい就労サポートブック～  
 「気づこう・知ろう・見つけよう」～大人の発達障がいハンドブック～  
 医療機関リスト  
 発達障がい者知って備える！防災ハンドブック  
 その他 ( )

ない

(6) 市町村が発達障がい者(児)支援をする上での課題について、御記入ください。

**問7 防災について**

(1) 市町村の防災計画に発達障がい者への配慮が規定されていますか。

規定されている

規定されている配慮について記載してください。

災害時の対策について記載してください。

規定されていない

(2) 市町村において、発達障がい者(児)やその家族、支援者等に対して災害時対応の研修会等を実施しています

実施している

実施回数( )  
内容( )

回/年間 )

現在は実施していないが、予定はある

→ 予定時期 令和 年 月

実施する予定は無い

(3) 今、研修会等を実施していない市町村にお伺いします。該当する箇所をチェックしてください。

必要性を感じているが、ノウハウや人的余裕が無い。

県の支援があれば、実施してみたい。

必要性を感じていない。

その他 ( )

**問8 発達障がい者(児)地域支援計画について**

(1) 市町村において策定済みの障がい者計画や福祉計画等において「発達障がい者(児)支援」を明記していますか。

明記している

計画名 ( )

明記していない

今後、明記する予定

→ 予定時期 令和 年 月

その他

**問9 その他**

- (1) 前回の調査時点(H26)と比較して、取り組みが進んだことや、課題として苦労している点など御記入ください。

例)連携が進んで、他機関と繋がりがやすくなった。身近に相談できる医療機関が増えた。専門的知識を有する者の人材確保が難しい。

※次の資料について、一部、ご恵与ください。

- 乳幼児健診担当課で使用している「①母子保健事業の予定表及び概要の分かるもの」、1歳6ヶ月児健診以降の「②健診項目と順番」「③幼児健診問診票」
- 市町村で作成している、発達障がいに関する啓発用パンフレット・冊子等

～御協力ありがとうございました～





(8) 発達障がい者(児)や家族等からの相談支援における課題について御記入ください。

**問2 発達障がい者(児)の地域支援について**

(1) 対応困難な事例が生じた場合、主にどの機関と連携していますか。(複数選択可)

- 医療機関       療育機関(児童発達支援センター等)       市町村(福祉部局)
- 市町村(保健部局)       保育所・園(こども園・幼稚園)       教育委員会       大学
- 小学校       中学校       高等学校       特別支援学校
- 労働局(ハローワーク)       障害者職業センター       発達障がい者総合支援センター
- こども女性相談センター       精神保健福祉センター       保健所       県福祉事務所
- 市町村社会福祉協議会       県社会福祉協議会       親の会
- 障害者就業・生活支援センター       その他 ( )

(2) 地域において、今後、どのような連携(体制)が必要だと考えますか。  
必要な連携機関、連携方法等について御記入ください。

**問3 発達障がい者(児)の地域支援体制整備について**

(1) これまでに発達障がい者総合支援センターの事業を利用(参加)したことはありますか。

- ある (利用した事業・サービスの内容についてチェックしてください。複数選択可)
  - 発達凸凹サポートチーム現場派遣事業       発達凸凹出前講座
  - 子育てサポート教室(ペアレントトレーニング)       個別相談
  - 研修会(発達障がい者支援専門員養成研修)
  - 地域啓発研修会(東部保健福祉局・南部総合県民局・西部総合県民局が主催)
  - 発達障がい啓発講演会       発達障害啓発週間イベント
  - センターが作成した冊子・パンフレットを活用している。
  - その他 ( )
- 保護者や当事者に紹介した事業はありますか。(複数選択可)
  - 個別相談(電話・面接)       就労支援
  - 発達支援(子育てサポート教室, ペアレントメンターのグループ相談会)
  - その他 ( )
- ない

(2) 貴所属職員の発達障がいの理解や資質向上について、上記(1)以外の取組はありますか。

- ある (研修の方法など具体的に記入してください。)
- 
- ない

(3) 今後、発達障がい者(児)支援を行う上で、地域における課題について御記入ください。

**問4 その他**

(1) ご意見がありましたら、御記入ください。

御協力ありがとうございました。